

## 第2節 退職報償金業務

昭和39年度

### 1 退職報償金業務の開始

第1章第3節で記述したように、退職報償金制度は昭和39年4月1日から発足し、基金が退職報償金の市町村への支払業務を取り扱うこととなった。このため基金の組織を改正し、「退職報償課」を新設、また業務拡大に伴い、常勤監事1名及び職員5名を増員し、このため、狭あいとなった事務所（当時は旧日本消防会館内）を全国町村会館に移転、実施態勢の整備を図った。

また、退職報償金制度の発足に伴い、関係政省令及び基金の諸規程の改正が相次いで行われたが、消防庁においてもこの制度の円滑な運営を図るため、昭和39年4月2日自消甲教発第13号をもって、消防庁長官から各都道府県知事あてに、改正法、改正施行令等の施行通達がなされ、また退職報償金の支給に関する条例準則についても、同年5月22日自消甲教発第24号をもって示された。

### 2 退職報償金支給責任共済契約締結の促進

基金において退職報償金業務を行うに当たっては、まず基金と市町村等の間で退職報償金支給責任共済契約（以下「退職共済契約」という。）を締結する必要があった。

そこで、退職共済契約の締結促進について、昭和39年4月15日消基発第2,070号をもって各県の一部事務組合管理者及び各市町村長あてに依頼するとともに、同月21日消基発第2,136号を

もって各都道府県消防主管部長あて、管下市町村の契約締結の促進指導方を依頼した。

これよりさき、昭和39年2月28日に日開催された基金理事会の席上において、松村清之消防庁長官は関連法案の審議状況及び業務内容の骨子を説明し、各役員の協力を求めた後、「退職報償金制度はこのたび、初めて実施するのですが、3月6日は各都道府県消防主管課長会議を開催しますから、全部の市町村を加入させるようにしたいと思っております。」と述べ、その決意を示した。

また、制度発足後における消防庁の指導状況については、昭和39年6月10日の基金の理事会における松村消防庁長官の挨拶の中に要約されているので、次に掲げて参考に供することとしたい。

基金の運営については、皆様の御尽力をいただき深く感謝いたしております。本年度からは、退職報償金支給制度の仕事をやっていたくことになりましたので、一層の御尽力をお願いいたします。

退職報償金支給制度の実施については、各都道府県とも折衝をしまいましたが、一部の地方にはこの法律の趣旨にそむく向きもあります。自分の段階だけを考えると掛金と退職者との差引きの関係で基金に入らない方がよいというところもあり、公務災害補償については、従来いきさつから、県の町村会で一部やっているの、その例にかんがみ退職報償制度も公務災害補償に準じてやろうとする向きもありました。

消防庁自体が積極的に強力に押し進めなければ退職報償金支給制度の仕事は発展しないと思い、あらゆる機会を利用して、国の制度として作られているという趣旨を訴え、全体的な相互扶助の理念であることを力説しまして、全国に対して、速やかにこの制度を実施

するよう要望しましたので、本年9月末ごろまでには大体全部加入するであろうと確信しております。

群馬県下の町村等一部の市町村では不明確なところもありますが、これも県においてあっ旋に努力しております。消防庁としては、いろいろな機会をとらえて全面的な実施ができるよう努力しているので、皆様におかれましても加入についてお骨折りをお願いします。

このような消防庁の強い指導と関係団体の協力により、昭和39年8月1日現在では3,059市町村との契約がまとまり、その全市町村数に対する比率（契約率）は90%に達した。更に、年度末には契約市町村の数は3,284、それらの市町村の団員定数の合計は142万6,670人となった。この結果、契約率は約97%に達し、契約市町村の団員定数の合計の全体に占める割合は99%に近いものと推定された。

## 3

### 初年度の退職報償金の支払状況

昭和39年度中における退職報償金の請求人員は4万918人で、そのうち審査を終えた分は2万2,033人であった。そして、期末までに支払手続が完結し、支払済となった分は2万1,493人で、その金額は7億9,370万5,000円であった。

昭和39年度における退職報償金業務勘定の収支概況は、収入総額13億1,219万円、そのうち掛金は12億6,561万円、国庫補助金（事務費補助）1,163万円で、これに対し、支払総額は21億9,357万円であり、そのうち退職報償金支払額は21億8,300万円で、この収支差引8億8,137万余円が当期不足金となった。

なお、財産目録における資産及び負債の差引正味資産が8億8,137万円不足であり、負債のう

ち支払準備金勘定は13億8,929万円となっていた。

このように、退職報償金業務勘定においては、当初の予想以上に多数の退職者が出たため、その退職者に係る支払の増大により、初年度から決算上多額の不足金が生じたのであった。

## 昭和40年度

### 退職者数の平準化に関する指導とPR

昭和40年6月25日に開催された理事会には、予想以上の消防団員の退職者数のため、約8億余万円の不足金を生じ、関係者の注視を浴びた昭和39年度の決算報告書承認の件が提案された。この理事会においては、当然、退職報償金業務の運用に関する質疑が活発に行われた。なお、理事会には松村消防庁長官が出席し、消防庁の考え方を明らかにされた。

理事会における質疑内容を結論的に要約すると、まず①「大量に退職者を出した市町村の掛金は高くなるような措置をとることも必要ではないか」との“赤字発生原因負担”ともいふべき見解もあったが、「共済制度であるからそれは無理であろう」との反論もあり、また②退職者の数は「ここ一両年のうちには減るのではないか」との予想が大勢を占め、「40、41両年度の成り行きをみた上で打開策をとることとし、当面、市町村の退職者の問題について強力な行政指導等続けること」となった。

このような質疑を経て、前年度の決算は原案どおり確定された。

以上のように、昭和40年6月の理事会における審議の結果、退職報償金制度の改善のための抜本的対策はここ一両年の経過をみた上で、改めて検討することとなり、当面、消防庁当局の指導と

基金のPRとによって、退職者数の平準化を図ることとなった。

この方針に基づき消防庁では、教養課長から「消防団員退職報償金の支払請求について」（昭和40年6月29日自消丙教発第75号）を全国都道府県消防主管部長あてに通達した。

## 昭和41年度

### 1 基金再建促進策の樹立

初年度決算から多額の不足金を生じ、財政的危機に見舞われた退職報償金会計については、今後の見通しについて基金内部においても検討された。

すなわち、退職年度別の退職消防団員数は昭和41年6月末日現在でみると、昭和39年度分は約7万7,000人、昭和40年度分は5万人を下らない見通しとなった。この状況では、昭和40年度退職消防団員数が前年度のような多数に達する心配はなくなったものの、その数は、当初の掛金算

定の基礎とされた3万5,000人を43%も上回り、退職報償金の支払額は、平均支給額の上昇と相まって52%余りの超過となることが明らかになった。

このようにほぼ確定した両年度の数値と昭和41年度の退職消防団員数を仮に消防庁の予想する4万5,000人とし、うち1万5,000人分の退職報償金を本年度中に支払うものとして、昭和39年度から41年度まで3年間における資金収入を試算すると、収入総額は37億1,606万円、支出総額は52億9,499万円、差引不足額は15億7,892万円となることが明らかになった。

昭和41年7月6日開催の理事会においては、この試算について討論が行われたが、その結果、是非とも再建対策を本年度中に策定し、翌昭和42年度から実施する必要があることが強調された。

そして、消防庁では、鋭意、財政再建策を検討してきたが、翌年度予算要求の関係もあり、ようやく昭和41年8月ごろ、表2-11のような基金再建促進策の成案を得た。

この基金再建促進策の消防庁案は、昭和42年度から46年度までの5か年計画となっており、その対策の内容としては、二つの方策からなって

表2-11 消防団員等公務災害補償等共済基金再建促進策（案）

① 現行制度で今後の支払を推計した場合

| 年度 | 退職報償金の掛金          |          |            | 退職報償金の支払 |          |           | 単年度赤字<br>①-② | 実質赤字        | 支払赤字        | 備考                                 |
|----|-------------------|----------|------------|----------|----------|-----------|--------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|    | 消防団員数             | 掛金<br>単価 | 掛金<br>収入額① | 退職者      | 支払<br>単価 | 支払額②      |              |             |             |                                    |
| 昭和 | 人                 | 円        | 千円         | 人        | 円        | 千円        | 千円           | 千円          | 千円          | 30,000人の<br>1,106,100<br>千円は次年度へ繰越 |
| 39 | 1,406,234         | 900      | 1,265,611  | 77,000   | 36,870   | 2,838,990 | △ 1,573,379  | △ 1,573,379 | △ 467,279   |                                    |
| 40 | 1,376,730         | //       | 1,239,057  | 50,000   | 37,780   | 1,889,000 | △ 649,943    | △ 2,223,322 | △ 1,117,222 | //                                 |
| 41 | (現年)<br>1,346,000 | //       | 1,211,400  | 45,000   | //       | 1,700,100 | △ 488,700    | △ 2,712,022 | △ 1,605,922 | //                                 |
| 計  | 4,128,964         |          | 3,716,068  | 172,000  |          | 6,428,090 | △ 2,712,022  | △ 2,712,022 | △ 1,605,922 | //                                 |
| 42 | 1,316,000         | 900      | 1,184,400  | 45,000   | 37,780   | 1,700,100 | △ 515,700    | △ 3,227,722 | △ 2,121,622 | //                                 |
| 43 | 1,286,000         | //       | 1,157,400  | 45,000   | //       | 1,700,100 | △ 542,700    | △ 3,770,422 | △ 2,664,322 | //                                 |
| 44 | 1,256,000         | //       | 1,130,400  | 45,000   | //       | 1,700,100 | △ 569,700    | △ 4,340,122 | △ 3,234,022 | //                                 |
| 45 | 1,226,000         | //       | 1,103,400  | 45,000   | //       | 1,700,100 | △ 596,700    | △ 4,936,822 | △ 3,830,722 | //                                 |
| 46 | 1,196,000         | //       | 1,076,400  | 45,000   | //       | 1,700,100 | △ 623,700    | △ 5,560,522 | △ 4,454,422 | //                                 |

② 昭和42年度以降において赤字解消及び健全化のための方策を実施した場合

ア 16億600万円の赤字解消策……昭和42年度から46年度までの5か年計画をもって解消を図る。そのためには昭和42年度から46年度までの各年度に地方交付税措置として3億円（団員割250円増）の増を見込む。

なお、昭和41年度における借入累積額32億5,610万円に対する利子補給として、42年度に5,404万4,000円の予算要求をしている。

イ 健全化方策……消防団員の減少は、退職報償金の掛金収入の減少をもたらし、更に消防団員の退職者の増加は退職報償金の支払増加となっているので、これを是正するために昭和42年度から各年度に地方交付税措置として、5億7,000万円（団員割450円増）の増を見込む。

| 年度 | 退職報償金の掛金  |          |            | 退職報償金の支払 |          |           | 単年度黒字<br>①-② | 実質赤字        | 支払赤字        |
|----|-----------|----------|------------|----------|----------|-----------|--------------|-------------|-------------|
|    | 消防団員数     | 掛金<br>単価 | 掛金<br>収入額① | 退職者      | 支払<br>単価 | 支払額②      |              |             |             |
| 昭和 | 人         | 円        | 千円         | 人        | 円        | 千円        | 千円           | 千円          | 千円          |
| 42 | 1,316,000 | 1,600    | 2,105,600  | 45,000   | 37,780   | 1,700,100 | 405,500      | △ 2,306,522 | △ 1,200,422 |
| 43 | 1,286,000 | //       | 2,057,600  | 45,000   | //       | //        | 357,500      | △ 1,949,022 | △ 842,922   |
| 44 | 1,256,000 | //       | 2,009,600  | 45,000   | //       | //        | 309,500      | △ 1,639,522 | △ 533,422   |
| 45 | 1,226,000 | //       | 1,961,600  | 45,000   | //       | //        | 261,500      | △ 1,378,022 | △ 271,922   |
| 46 | 1,196,000 | //       | 1,913,600  | 45,000   | //       | //        | 213,500      | △ 1,164,522 | △ 58,422    |

いた。すなわち、第1は赤字解消策であり、第2は健全化方策である。第1の赤字解消策は、昭和42年度期首に繰り越す資金上の不足金（借入金）を償還し、利子を補給しようとするものであり、第2の健全化方策は、昭和42年度以降46年度までの各年度の資金収支上新たな不足金を生じさせない措置をとろうとするものであった。

そして、その赤字解消策では、昭和42年度期首の資金不足額（赤字額）16億592万円を5年計画で解消するものとし、そのための償還財源としては掛金の額を250円引き上げ（昭和42年度から46年度までの各年度に地方交付税措置として3億円の増を見込む。）、支払利息は国庫補助（初年度予算要求額、5,404万4,000円）で賄おうとするものであり、健全化方策では、退職消防団員数を計画各年度中平均化した約4万5,000人と推定し、掛金の額を団員割450円引き上げて（地方交付税措置としては各年度約5億7,000万円を見込む。）、支払資金を確保しようとするものであった。

また、対策の一環として、再入団員の受給資格の制限の強化措置（現行1年を3年に延長する。）を実施することとした。

2

再建促進策に基づく掛金引上げ措置のPRと市町村側の要望等

退職報償金業務の再建策に基づく掛金引上案が示されてから、各一部事務組合の理解を得るためブロック会議などあらゆる機会をとらえて、その内容の説明に努めたが、消防庁においても昭和42年2月1日付で、各都道府県消防主管部長あて教養課長の内翰をもって管下市町村の指導と協力を依頼した。

しかし、市町村の反応は、再建促進策が一挙に700円の掛金の引上げを行うものであることから、これに必ずしも全面的に賛成というわけにはいかず、赤字解消は極力国庫補助により行うべきで、掛金の引上げは必要最小限度になすべきであるとの見解が大勢を占めていたようである。その端的な一例として、北海道、東北6県町村会協議会の要望書<sup>(注)</sup>にも、このことが掲げられている。

(注) 消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金について

北海道、東北6県町村会協議会  
非常勤消防団員の退職報償金制度は、昭和39年度か



## 昭和42年度

赤字解消及び健全化措置の  
実施—基金法施行令の改正

ら実施され、全国各市町村は共済基金に加入して給付を行って参りましたが、同基金財政は昭和41年度末において総額約16億円の赤字が見込まれ、このまま推移する場合は赤字累積の結果を招来し、基金財政が破綻を来たす結果となるため、現行掛金団員1人当たり900円を一挙に700円値上げし、1,600円として5か年計画をもって赤字解消の案が内々関係機関内において検討され、既に昭和42年度実施を目途に政令改正の準備を進めている旨先般の北海道、東北6県消防補償等組合ブロック会議の席上基金関係者より発表がありましたが、年々窮迫の度を加えつつある市町村財政に及ぼす影響少なからざるものがあるので、次のとおり措置することを政府及び関係方面に要請することを緊急事項として全国町村会においてお取り上げくだされ、実現方に善処せらるるよう強く要望いたします。

## 記

現段階においては各市町村は既に現行掛金額をもとにして予算措置されているため、年度内における補正は、財政硬直の折柄容易ではありません。

よって

- 1 この際政府は市町村財政窮乏の実態を御賢察の上、掛金の増額は行わないこと。
- 2 これがため、16億円の赤字額については、将来基金財政が好転するまで棚上げし、その間の利子補給は国において措置すること。

どうしても増額改正を止むなくされる場合は、分担掛金の増額を極力少なくし、その財源は政府において全額措置すること。

## 3

再建促進策に基づく予算要求  
と地方交付税措置

消防庁は、この基金再建促進案に基づき、昭和42年度予算概算要求で、赤字解消のための利子補給分として、5,404万円を大蔵省に要求していたが、結局、この経費は認められなかった。また、掛金の引上げに関する地方交付税措置について自治省財政当局との折衝が行われたが、結局、健全化方策分の450円の引上げ分については、そのまま普通交付税で措置することとなり、赤字解消分については、団員1人当たり230円とし（当初250円の引上げを要求）、これを特別交付税で措置することとなった。

退職報償金会計の累積赤字を解消し、かつ、今後の収支を均衡させるために策定した基金再建促進策の内容及び作成の経緯については、前述したとおりであるが、これらに関する法的措置として、基金法施行令の一部を改正する政令が昭和42年9月7日政令第283号をもって公布され、一部を除き同年4月1日から適用されることとなった。

次に改正の内容について、そのあらましを述べることとする。

- ① 累積赤字を解消するための暫定措置として、昭和39年度及び40年度に退職共済契約を締結した市町村は、次の掛金を別に支払うこととした。

a 昭和39年度において退職共済契約を締結した市町村にあつては、昭和42年度から46年度までの5年度間は、昭和39年10月1日現在における当該市町村の消防団員の条例定員の数に230円を乗じて得た額

b 昭和40年度において退職共済契約を締結した市町村にあつては、昭和42年度から44年度までの3年度間は、昭和40年10月1日現在における当該市町村の消防団員の条例定員の数に230円を乗じて得た額

このように、赤字の原因者負担の考えのもとに、赤字解消のための特別の掛金を5年間又は3年間の暫定措置として徴収することとされた。そして、このために市町村が必要とする財源については、特別交付税で措置されることになった。

- ② 前記のように昭和41年度末までに累積した赤字を今後5年度間で解消すると同時に、昭和42年度以降の5年度間の収支についても、その均衡を保つことができるように従来の掛金額900円を1,350円に引き上げることとした。そして、これに要する市町村の経費については、昭和42年度の普通交付税で措置された。
- ③ 退職報償金支給の基礎となる階級の決定方法と再入団者の退職報償金の支給の基礎とする勤務年数の計算方法とについて改善が図られた。

退職時の階級の決定は、従前、基金法施行令別表備考1により、「退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級に属していた期間が2年に満たないときは、当該階級（団員を除く。）の直近下位の階級とする。」となっていた。

そのため、退職時の階級より上位の階級に属していた期間があっても、退職時の階級の在勤年数には合算されなかったため、この不合理を是正することとし、退職時の階級とその階級より上位の階級に属していた期間との合算を認め、その期間が2年以上あればよいこととなった。そして、この改正は昭和42年4月1日以降に退職した団員について適用された。

また、退職報償金の支給の対象となるのは、勤務年数15年以上の団員であるが、再入団者については、その勤務年数の計算において、再入団前の期間と再入団後の期間との合算の問題が生じる。

このたびの改正では、合算するのは、退職した日の属する月以前の団員であった期間が引き続き3年以上である場合に限ることとなった。つまり、再入団者については、退職報償金会計の赤字の現状よりして、退職報償金の受給資格を得るには、退職直前の

勤務年数が引き続き3年（改正前は1年）以上であることを要件とすることとしたのである。この改正規定は、昭和42年9月7日（改正政令施行の日）以後において退職した団員について適用された。

## 昭和43年度

### 退職報償金の増額改定等

昭和43年5月20日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和43年政令第122号）が公布施行され、同施行令第3条の規定に基づく別表「消防団員退職報償金支払額表」が改正されて、基金が市町村に支払う退職報償金の増額等（以下「退職報償金の引上げ」という。）が行われた。

改正の趣旨は、昭和39年度創設以来既に4年を経過し、その間における社会経済情勢の変化にもかかわらず支払額表が据え置かれていたため、この改正により処遇を改善しようとするものであった。

そして、改正の内容は、階級及び勤務年数に応じた支払額の増額（最低3万円を3万5,000円に、最高7万円を8万円に引き上げること。）及び階級区分の一部是正（「分団長・副分団長」の区分と「部長・班長」の区分に分離）であり、改正後の支払額表は、昭和43年4月1日以後に退職した消防団員について適用することとされた。

また、以上の処遇改善に必要な経費に充てるため、同施行令第7条第3項の規定の改正により、昭和43年度以降の掛金の額は266円引き上げて1,616円とされた。

制度発足の当初から低きに過ぎるといわれていた支払額が、4年目でようやく改正をみるに至った背景は、次のようなものであった。

すなわち、本制度創設以来既に4年を経過し、

その間における社会経済情勢の変化は激しく、それに対応した支払額の増額措置はつとに講じられてしかるべきであった。しかし、この業務の財政状況の思いもかけなかった悪化によって、その実施はやむなく遷延してきた。昭和42年度を起点とする再建促進策の実施により、累積赤字の解消と経常収支の均衡の目途も立ち、基金の財政の窮状が打開されることとなったのを契機として、一時鎮静していた支払額増額を要望する声もにわかに再燃してきたのである。このような情勢のもとで、昭和42年7月、衆議院地方行政委員会において退職報償金増額の決議が行われた。

(注) 消防力の充実強化に関する件（衆議院地方行政委員会決議）

政府は、社会経済の進展に対応して、消防力の充実強化を図るため、次の諸点につき、速やかにその実現を期すべきである。

1～2（省略）

3 消防署と消防団との機能分担の在り方を検討するとともに、消防団に対する報酬、出勤手当及び退職報償金の増額並びに表彰制度の運用の改善に努めること。

4～8（省略）

この退職報償金支払額の増額及び掛金の引上げについて佐久間彊消防庁長官は、昭和43年2月28日の理事会において次のような発言をしている。

昭和43年度は退職報償金の内容を改善したいと、昨年来基金の武末常務理事にも相談いたしましたが、42年度に赤字解消のため掛金を上げたあとでもあるので、今度は内容の改善ではあるが、手をつけない方がよいということでありました。

しかし、いろいろ考えると退職報償金については、39年度から給付内容の改善がなされていない。退職報償金の最低3万円も十分な額とは思いません。退職報償金制度が発足してから4年を経過した今日では改善をした方がよいと思います。

全国消防長会の会議でも大幅な改善をせよ

という声が強いのであります。これも勤続年数15年未満の団員には関係がないのでありますが、今までは赤字の解消だけであつたので、個々の団員の皆様に一度に改善はできませんが、徐々に改善していきたいと思ひます。

そこで、掛金を大幅に引き上げることは無理でありますから、退職報償金については、現在の最低3万円を3万5,000円に、最高7万円を8万円程度に心持ち引き上げて改善をいたしたいと思ひます。幸い、理事長さんや関係者の皆様をお願いして、42年度は退職報償金の赤字を解消することになりましたので、43年度は処遇の改善をすることに前向きに進みたいと思ひます。

## 昭和44年度

### 1 第2次再建5か年計画の作成

#### (1) 第1次再建5か年計画の経過

昭和41年度に策定され、翌42年度を期して実施された退職報償金会計の再建5か年計画（以下「第1次再建5か年計画」という。）は、昭和43年度末における決算において、決算上の繰越不足金が約34億円、資金会計上の不足額でさえ約20億円を超えることとなり、41年度末の状況より悪化して、再建措置の効果はほとんどみられなかったことが明らかになった。そのため、昭和44年6月26日の理事会において、あらためて抜本的な措置を早急に講ずる必要があることとされた。

ちなみに、当日理事会における松島五郎消防庁長官の挨拶の一部を掲げると、次のとおりであった。

（前略）現在の段階におきます基金の財政状況は、御案内のとおり誠に憂慮すべき状況にあるわけでございまして、何とか早急に

この改善策を講じていかなければ、折角、消防団員の処遇改善の重大な役割を担って登場いたしました基金の存立そのものも危ぶまれるというような事態にならないとも限らないということを、深く憂慮いたしております。ところで、私どもといたしましても、この対策については、抜本的な処置を早急に講じていく必要がある。いくらいい案でも議論だけしていたんでは問題は解決いたしません。とにかく、一日も早く具体的な対策を立てて実行していく必要があると考えています。(以下略)

こうして、財政再建の第2次案の作成作業がスタートすることとなった。

## (2) 第2次再建5か年計画の原案（基金案）作成

基金において、第2次再建5か年計画の原案作成作業を昭和44年7月早々に着手した。そして、基本的な問題の検討と並行して、基礎数値の正確な把握のための作業が進められた。

昭和44年12月末に至り、基金案として次のような基本方針及び基礎数値を決定した。

- ① 昭和44年度末における決算上の不足金の推定額は39億8,154万円となる。
- ② 同期末における資金会計上の推定不足額は21億3,747万円となる。
- ③ この計画において解消すべき赤字額を、前記①（決算上の不足金）とするのが理想的ではあるが、この際は、前記②（資金会計上の不足額）とするのが適当であろう。
- ④ 計画の期間は、掛金の引上げ幅を考慮すると3年よりも5年とする方が望ましい。
- ⑤ 支払利子の額は3億7,405万円となる（年央均等償還方式、利率年利7%）。
- ⑥ 各年度間の退職者数は、昭和40～43年度の平均請求人員が5万3,733人であること

並びに在職年数15年以上の団員数及びその構成比などからみて、平均5万4,000人と推定する。

## (3) 第2次再建5か年計画の成案決定の経緯とその内容

これよりさき、消防庁においても、自治省行政局公務員部福利課数理官に依頼し、その指導のもとに計画の策定に必要な団員定数、退職団員数及び給付単価等の基礎数値を掌握するため、抽出調査を行って集計、分析を進めていた。

この集計作業は昭和45年1月早々にまとめられ、退職団員数及び支払単価等については、前に述べた基金案を参考とし、また、数値の抽出・集計誤差などの修正が施され、同1月19日、消防庁の成案が決定された。

この消防庁の成案の概要は、表2-12～表2-14のようなものであった。

この第2次再建計画の骨子は次のようなものであった。

- ① 第2次再建計画においては、第1次再建計画と同様、健全化方策と累積赤字解消策とに分け、いずれも、昭和45年度から49年度までの5年計画とした。
- ② 健全化方策においては、当該計画の基礎数値として、退職消防団員数を昭和45年度は5万3,000人、46年度5万1,000人、47年度5万人、48年度4万8,000人、49年度4万6,000人とし、支払単価も45年度4万9,100円から49年度5万400円と上昇傾向を見積った。
- ③ 健全化方策における団員1人当たりの掛金は、630円引き上げて2,246円とした。
- ④ 赤字解消策としては、昭和44年度末の資金上の不足金を21億3,747万円とし、借入金利子3億8,741万円（年利率7.25%で計算したもの）とし、その合計25億2,486万円を5年間で均等償還することとし、それに



表2-12 退職報償金収支見込表（案）

| 年度                     | 昭和45年度   | 昭和46年度   | 昭和47年度   | 昭和48年度   | 昭和49年度   | 計                |
|------------------------|--|--|--|--|--|------------------|
| ① 団 員 数                | 千人<br>1,210                                      | 千人<br>1,187                                      | 千人<br>1,153                                      | 千人<br>1,126                                      | 千人<br>1,100                                      | 千人<br>5,776      |
| ② 退 職 者 数              | 人<br>53,000                                      | 人<br>51,000                                      | 人<br>50,000                                      | 人<br>48,000                                      | 人<br>46,000                                      | 人<br>248,000     |
| ③ 支 払 人 員              | 人<br>60,000                                      | 人<br>53,000                                      | 人<br>51,000                                      | 人<br>49,000                                      | 人<br>48,000                                      | 人<br>261,000     |
| { 前年度退職者<br>{ 当該年度退職者  | { <sup>44</sup> 39,505<br>{ <sup>45</sup> 20,495 | { <sup>45</sup> 32,505<br>{ <sup>46</sup> 20,495 | { <sup>46</sup> 30,505<br>{ <sup>47</sup> 20,495 | { <sup>47</sup> 29,505<br>{ <sup>48</sup> 19,495 | { <sup>48</sup> 28,505<br>{ <sup>49</sup> 19,495 |                  |
|                        |  |  |  |  |  |                  |
| ④ 平均支払単価               | { <sup>44</sup> 48,560<br>{ <sup>45</sup> 49,100 | { <sup>45</sup> 49,100<br>{ <sup>46</sup> 49,700 | { <sup>46</sup> 49,700<br>{ <sup>47</sup> 50,300 | { <sup>47</sup> 50,300<br>{ <sup>48</sup> 50,400 | { <sup>48</sup> 50,400<br>{ <sup>49</sup> 50,400 |                  |
| ⑤ 支払所要額                | 千円<br>2,924,668                                  | 千円<br>2,614,597                                  | 千円<br>2,546,997                                  | 千円<br>2,466,649                                  | 千円<br>2,419,200                                  | 千円<br>12,972,111 |
| ⑥ 現行掛金(1,616円)による収入見込額 | 千円<br>1,955,360                                  | 千円<br>1,918,192                                  | 千円<br>1,863,248                                  | 千円<br>1,819,616                                  | 千円<br>1,777,600                                  | 千円<br>9,334,016  |
| ⑦ 不足額(⑤-⑥)             | 千円<br>969,308                                    | 千円<br>696,405                                    | 千円<br>683,749                                    | 千円<br>647,033                                    | 千円<br>641,600                                    | 千円<br>3,638,095  |

1人当たり掛金額  $12,972,111 \text{千円} \div 5,776 \text{千人} = 2,245.9 \text{円} \div 2,246 \text{円}$   
 (⑤の計) (①の計)

掛金引上額  $2,246 \text{円} - 1,616 \text{円} = 630 \text{円}$

表2-13 昭和44年度末累積赤字解消5か年計画（案）

|           |   |                         |             |
|-----------|---|-------------------------|-------------|
| 決算上の不足金   | 3,981,540千円   |                         |             |
| 資金上の不足金   | 2,137,473千円   | { 借入金<br>{ 預金<br>{ 仮受金等 | 2,636,059千円 |
|           |   |                         | 500,732千円   |
|           |   |                         | 2,146千円     |
| (1) 支払所要額 |   | 借入金償還金                  | 2,137,473千円 |
|           |   | 借入金利子                   | 387,417千円   |
|           |   | 計                       | 2,524,890千円 |
| (2) 掛 金   | 2,524,890千円 $\div$ 6,864,165人 (昭和39,40年度の契約市町村の団員定数1,372,833人 $\times$ 5年) = 367.8円 $\div$ 368円 |                         |             |
| (3) 引上額   | 368円 - 230円 = 138円  |                         |             |

表2-14 借入金償還計画（案）

| 年度 | 借入金期首残高   | 借入金償還額    | 借入金期末残高   | 支払利子    |
|----|-----------|-----------|-----------|---------|
| 昭和 | 千円        | 千円        | 千円        | 千円      |
| 45 | 2,137,473 | 427,495   | 1,709,978 | 139,470 |
| 46 | 1,709,978 | 427,495   | 1,282,483 | 108,477 |
| 47 | 1,282,483 | 427,495   | 854,988   | 77,483  |
| 48 | 854,988   | 427,494   | 427,494   | 46,490  |
| 49 | 427,494   | 427,494   | 0         | 15,497  |
| 計  |           | 2,137,473 |           | 387,417 |

(注) 支払利子は、年利率0.0725%年央償還として算出「期首残高  $\times$   $\frac{0.0725}{2}$  + (期首残高 - 償還額)  $\times$   $\frac{0.0725}{2}$ 」

充てるため、赤字解消分の掛金を368円（138円の引上げ）とした。

## 2

## 第2次再建5か年計画成案 決定前後の市町村の動向

まず、第2次再建5か年計画策定の前後の市町村等の動向を見てみよう。

第1次再建5か年計画に基づく大幅な掛金引上げの実施にもかかわらず、容易に危機を脱しえない基金の財政状況は、市町村が常に不安な気持ちで注目しているところであった。その危機感は、昭和43年度の決算によって赤字が一層拡大する見込みが明らかとなった昭和44年5月ごろから急速な高まりを示してきた。そして、同月28日に開催した基金の事務打合会では、新たな赤字解消対策の策定について提言があり、また、これに関連した質疑があった。

次に、第2次再建5か年計画の立案作業の開始以後において、各地区でブロック会議が開催された。そして、赤字解消の経費をまるまる市町村の負担とすることには、各地区とも反対の意見が強く、総じて、国庫負担によるべきだとの意見であった。それらの考え方のうち、最も穏健なものは「せめて利子補給ぐらい国庫で負担すべきである。」（福井県組合）というものであった。また、北海道・東北ブロック会議では、「第2次再建5か年計画の成案のまとめり次第、各組合管理者会議を開催して意見を聞くべきである。」という意見もあった。

このような背景のもとで、昭和45年1月19日、第2次再建5か年計画案が決定された。そして、同計画案の説明会は、次のような日程で進められた。

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 1月23日 | 各県補償組合管理者等会議（第1回） |
| 1月25日 | 全国消防防災主管課長会議      |
| 2月6日  | 全国消防防災主管課担当係長会    |

議

2月17日 各県補償組合管理者等会議（第2回）

次いで、同案は2月26日の理事会で了承された。

また同時に、この計画案について1月30日付で消防庁防災救急課長名で、各都道府県消防防災主管部長あての内翰が出された。

## 昭和45年度

## 1

## 第2次再建5か年計画の実施

第2次再建5か年計画は、昭和45年度から実施されることとなった。すなわち、基金法施行令の一部を改正する政令が昭和45年4月17日政令第65号をもって公布施行されたが、これにより、基金に対する退職報償金の支給に係る掛金の額が改められ、経常的な掛金額は2,246円（630円の引上げ）、特例規定に基づく赤字分の掛金は368円（138円の引上げ）とされた。

ところが、この第2次再建5か年計画においては、掛金を引き上げるに当たって昭和46年度以降の赤字解消に係る掛金については国庫助成があれば減額することとされていた。このため、退職報償金会計の赤字解消に係る支払利子相当額の国庫補助金の要求は、極めて重要で困難な問題となっていた。

この昭和46年度予算要求において支払利子補給金は1億1,187万円とされた。

しかし、事務当局レベルの折衝は難航をきわめ、最終段階における消防庁及び自治省首脳部の折衝によって、ようやく5,000万円が予算化された。この「健全化措置費」ともいふべき5,000万円は、後に「変動調整準備金」の一部に充てることとされ、要求の当初の目的であった掛金の軽減を図る

ことはできなかった。このため、掛金は据置きのやむなきに至ったのである。

## 2

## 赤字解消の支払利子相当額の国庫補助金の要求の経緯

退職報償金会計の赤字解消に係る支払利子相当額の国庫助成の要求のいきさつについては、大要次のとおりである。

第2次再建5か年計画を策定した段階においては、累積赤字解消に支払利子も含めて、すべて契約市町村の負担、すなわち掛金の引上げによって行うというのが消防庁の当初の考え方であった。しかし、昭和45年1月23日開催の一部事務組合管理者等会議及び同年2月1日に再開した同じメンバーの会議においては、国庫助成が強く要望され、議論が沸騰した。その議論の基調は、国は赤字発生及びその累積の責任がある。したがって、それを解消する財源の一部は国で助成すべきではないか、といういわば心情的なものであったが、これを無視できない状況であった。

こうして、この会議は消防庁当局が「赤字解消計画（昭和45年度から掛金の額を368円に引き上げる。）は、一応1年限りの案として、更に翌年度以降の問題については国庫補助の獲得に努力し、その成果と相まって再検討する。」との方針を明確に示したことによって収拾されたのであった。

以上のような事情を契機として国庫助成の方向が検討され、赤字そのものの補てんよりも赤字から生じる利子を補給する方向に固められていった。

更に基金においては、理事長名をもって「退職報償金会計の赤字解消に係る支払利子相当額の補助金要求について」（昭和45年9月8日消基発第703号）により、要求の貫徹について全国町村会及び全国市長会側に協力を要請した。

昭和45年12月22日には、一部事務組合管理者ブロック代表者会議が開催されて、国庫補助の予算獲得のため協力することとした。

消防庁においては、以上のような関係団体の協力のもとに、予算折衝に当たった結果、ついに「健全化措置費」として5,000万円が予算に計上されたのであった。そして、この5,000万円（8%の節減のため、実際の執行面では4,600万円となった。）については、基金は退職報償金の一時的な支払増加に備えるための「変動調整準備金」1億円を造成することとし、その一部にこの補助金を充てるように、補助条件が付されたのである。

### 昭和46年度・47年度

この2年間を概観すると、赤字解消のための5か年計画については順調に推移するとともに、退職共済契約の締結状況についても昭和47年度には、沖縄が日本に復帰した（昭和47年5月15日）ことに伴い、沖縄県の10市3町13村が退職共済契約を締結した。これにより全国の市町村からみた契約率は98.4%となった。

### 昭和48年度

#### 資金会計上の不足金の解消

退職報償金業務の当年度の収支状況は、次のとおりである。収入総額は32億6,629万円で、その内訳は、掛金31億6,146万円、国庫補助金3,716万円、利息及び配当金等6,767万円である。

これに対し、支出総額は23億3,407万円で、その内訳の主なものは、退職報償金22億9,667万円、事務費3,692万円、支払利息42万円などである。

この収入及び支出を差し引いた包括的な当期剰余金は9億3,221万円であった。

また財産目録における資産の合計は9億

2,307万円で、一方、負債の合計は18億6,994万円となり、差引正味資産は9億4,686万円不足となった。その負債のうちの主なものは、支払準備金17億6,493万円、変動調整準備金1億円であった。なお、この決算の確定により、資金会計の不足金は解消した。したがって、資金会計上の不足金を解消する第2次再建5か年計画は、昭和45年度、46年度、47年度、48年度の4か年間で解消した。

## 昭和49年度

### 退職報償金の支給対象者の範囲拡大

昭和49年6月21日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第216号）が公布施行され、退職報償金の支給対象者の範囲の拡大と処遇の改善が図られた。

その改正の内容は、①消防団員の処遇の一環として、別表（退職報償金支払額表）の勤務年数区分の中に「10年以上15年未満」及び「30年以上」の区分を新設し、基金の共済の対象とされたこと、②勤務年数の通算等について退職消防団員に係る処遇改善措置が講じられたことなどである。

| 区分             | 団長    | 副団長  | 分団長・副分団長 | 部長・班長 | 団員   |
|----------------|-------|------|----------|-------|------|
| 30年以上          | 100千円 | 95千円 | 90千円     | 85千円  | 80千円 |
| 10年以上<br>15年未満 | 40    | 35   | 30       | 25    | 20   |

この措置は、昭和49年4月1日以後に退職した消防団員について適用することとされた。

また、以上の改正が行われても、諸般の事情により市町村の基金に払い込む掛金の額は据置きと

された。

次に、改正の背景等について述べることとする。昭和48年11月30日、第1回「基金の業務運営の改善に関する研究会」を開催し、各ブロック補償組合代表などにより、昭和49年度における団員の処遇改善及びこれに伴う掛金等、当面の問題について検討を行った。退職報償金業務に関する検討事項としては、勤務年数10年以上15年未満の消防団員に対する退職報償金の支給制度を創設するかどうかということ及びこれに伴う掛金をいくりにするかということであった。

さきに述べたとおり、退職報償金業務については昭和39年度に発足してから、退職消防団員数が予想を大幅に上回り、支出資金に著しい不足を生じたため、昭和42年度において財政健全化が講じられたが、なお、昭和45年度において、再度、健全化計画をたてて掛金の引上げ及び国の補助金の交付が行われた。その結果、収支は漸次健全化の方向に向かったことから、かねてから要望のあった消防団員の退職報償金の支給対象年限の引下げ及び支給額の引上げについての要請が再び強まり、早急に検討を迫られていた。

第1回研究会では審議の結果、昭和49年度においては退職報償金について大幅な給付改善が行われても特別な事情の変更がない限り、現行の掛金を据え置くという方向で消防庁に要望するという意見の一致が得られた。

消防庁においては、①退職報償金支払勤務年限については、在職期間が平均程度（12～13年）の団員に対しても退職報償金を支給することができるようにするため、最低年限を15年から10年に引き下げることとし、また、②再入団者の在職年限の合算の場合の最低年限については、ベテランの団員がなんらかの理由で退職し、その後再入団しようとする場合に入団しやすくするため、再入団者の在職年限の合算の場合の最低年限を3年から1年に引き下げることとされた。



## 昭和50年度

### 退職報償金の引上げ

昭和50年4月30日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和50年政令第140号）が公布施行され、消防団員の処遇改善の一環として、市町村が退職消防団員に支給する退職報償金の額の引上げ及び掛金の引上げが行われた。

その改正の主な内容は、①基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を改めたこと（最低額が2万円から3万円に、最高額が10万円から20万円に引き上げられた。）、②基金に対する退職報償金の支給に係る掛金の額を、団員1人当たり3,650円とし、当分の間赤字解消のため掛金としてその額に加算することとしている団員1人当たりの額を165円に改めたことである。

そして、この措置は、昭和50年4月1日以後に退職した消防団員について適用することとされた。

次に改正の背景について述べることとする。消防庁の退職報償金改定の理由は、次のとおりである。

近年における消防団員の減少は著しいものがあり、ここ数年をみても毎年約2万人以上の減となっている。国としては、消防団員の確保対策として種々検討を行っているところであるが、その一環として永年消防団員として活躍し退職した場合に支給する退職報償金についても、①退職報償金の増額を図るとともに、②永年勤続の団員に対する優遇措置を図る、ということが従来からの懸案であった。

退職報償金の性格は、永年にわたる消防に対する貢献に対して与えるいわば金一封であるが、最近の社会経済情勢を勘案した場合、一般常識に反しない範囲で退職報償金を増額する必要があった。

昭和49年度においても、上記の観点にたち退職報償金の支給範囲の拡大、永年勤続者に対する

優遇措置を行ったところであるが、基金における退職報償金業務勘定の赤字解消計画中のおり、抜本的改正には至らず、退職報償金の額は基本的には昭和43年度に改定されたままとなっていた。

また、消防議員連盟をはじめ消防関係団体等各方面から退職報償金の大幅引上げについての要望がさまざまな形で行われたので、昭和50年度に至り基金の赤字再建の目途もたち、退職報償金の抜本的改定を行うことが可能となり、①勤続年数が長い者ほど引上げ率を高くすること、②階級が上位になるに従い引上げ率を高くすることを改定の基本方針として、その改定が進められた。

①は前述のとおり、永年勤続の団員に対する優遇措置を図ることが従来からの懸案であり、また、国家公務員等の退職手当金が勤務年数に応じて相当の幅の優遇措置をしていることを考慮したものである。

②は消防団においては通常勤務年数の長い者が階級の上位を占めているため、上記①とあわせて優遇するとともに、国家公務員等の給与について等級が上位になるほどその間差額が大きいのを考慮に加えたものである。

なお、基金赤字再建計画では、これまでの計画により、資金上の赤字は既に昭和48年度において解消し、昭和49年度の決算見込みでは、決算上の赤字が約7億3,000万円となった。この赤字は昭和50年度から4か年計画で解消することとし、そのための特別掛金は、この平均額を契約当初の消防団員数で除して、団員1人当たり165円とした。

## 昭和51年度

### 退職報償金及び掛金の引上げ

昭和51年4月30日、消防団員の処遇改善の一

環として前年度に引き続き、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第77号）が公布され、基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の額及びそれに伴う掛金の引上げが行われた。

その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 最高額（団長30年以上）を30万円に引き上げ、最低額（団員10年以上15年未満）は、全体的に上厚下薄にするため、1万円アップの4万円にとどめ、更に、団員の永続勤務を確保するため次の方策がとられた。
  - a 勤続年数が長い者ほど引上げ率を高くすること。
  - b 階級が上位になるに従い、引上げ率を高くすること。
  - c 現行支払額表の体系を可能な範囲で均衡維持すること。
  - d 一部不均衡な部分の是正を図ること。
  - e 退職報償金の性格から5,000円単位の数値に丸めること。
- ② 掛金の額を1人当たり3,650円から4,560円に引き上げること。なお、赤字解消のための特別掛金は、前年度同様165円で徴収すること。

この改正後の退職報償金支払額は、昭和51年4月1日以後に退職した消防団員について適用され、改正後の掛金は、昭和51年以後の年度に係る掛金について適用されることとされた。

## 昭和52年度

### 1 退職報償金及び掛金の引上げ

昭和52年4月30日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第127号）が公布施行され、基金が市町村に支払う退職報償金の額及びそれに伴う掛金が引き上げられた。

その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 最高額（団長30年以上）を40万円、最低額（団員10年以上15年未満）を7万円とする。
- ② 「分団長、副分団長」の「20年以上25年未満」の額については、現行の額に最高額の伸び率（133.3%）と最低限の伸び率（175.0%）の平均値を乗じて得た額とする。
- ③ 他の額については、上記3ランクの額を固定したうえで、次の点を考慮して定める。
  - a 現行の額と改定後の額との差額については、階級上位のランクに従い、又は勤続年数の長いランクに従い、より高額とする。
  - b 改正後の支払額の階級及び勤務年数のそれぞれの間差額についても、上記aと同様の配慮をする。
  - c 改正後の支払額の伸び率は、最高、最低の伸び率（33.3%、75.0%）の範囲内とする（ただし、今回は、「団長10年以上15年未満」のランクについては、不均衡是正を行うため、例外とする。）。)
  - d 報償金の性格から、5,000円単位の数値に丸める。

この退職報償金の引上げに対応して、掛金も1人当たり4,560円から6,375円に引き上げられた。また、赤字解消分の特別掛金額は、前年度同様165円で引き続き徴収することとされた。

なお、改正後の退職報償金支払額は、昭和52年4月1日以降に退職した消防団員について適用し、改正後の掛金は、昭和52年度以後の年度に係る掛金について適用することとされた。

### 2 消防審議会における消防団員の処遇に関する基本的考え方

昭和52年11月8日開催された消防審議会において、消防団員の処遇に関する基本的な考え方について了承されたが、その中で退職報償金に関し、次のように述べている。

退職報償金は、10年以上勤続して退職した消防団員に対し、階級及び勤務年数に応じて最高40万円、最低7万円が支払われており（昭和52年度の改正により）、この支払額については毎年度大幅な改善が図られてきた。

退職報償金は、長年にわたる消防団員としての活動に対する地域社会としての感謝の意をこめた慰労金的なものと考えられており、退職後の団員の生活を保障するという性格のものではないので、例えば、30年以上勤続した消防団長に対する地域社会からの慰労金として常識的に妥当と考えられる額をまず定め、以下消防団員としての勤続年数や階級歴に応じて段階を設け、退職報償金の額を定めるものとするのが今後においても適当であると考えられる。

この考え方にたてば、退職報償金の額は、現行の最高40万円、最低7万円を最高50万円、最低10万円程度まで改善することが妥当であると考えられる。その後においては物価の動向等を勘案し、必要に応じて是正措置としての改善を行うこととすることが適当である。また、受給資格の勤続年数の引下げについては、消防団員の勤務年数の実態等を考慮したうえで引き続き検討する必要がある。

なお、退職年金制度については、他に本来の生業に就きつつ消防活動に従事するという消防団の特殊性になじむかどうか、類似の他の奉仕的職務との関連、外国における制度の実態等検討すべき事項が多く、今後慎重に研究すべき問題である。

### 3 退職共済契約締結状況

昭和52年4月1日、千葉県市町村総合事務組合が結成され基金と退職共済契約を締結し、それまで基金と個々に契約を締結していた57市町村及び3組合が同総合事務組合の組織団体となった。

## 昭和53年度

### 1 退職報償金及び掛金の引上げ

昭和53年4月5日、前述の消防審議会による消防団員の処遇に関する基本的な考え方に沿い、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和53年政令第107号）が公布され、昭和53年以後に退職した消防団員についての退職報償金及び昭和53年度以後の年度に係る掛金が引き上げられた。

その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 最低額（団員10年以上15年未満）を7万円から10万円（43%の増額）にし、最高額（団長30年以上）を40万円から50万円（25%の増額）にする。
- ② 他の各区分ランクの支払額についても、上記の改定後の額を基礎とし、これらの現行支払額に対する伸び率等を考慮しつつ、全体として均衡のとれた支払額表になるように増額する。
- ③ 退職報償金の性格上、1万円単位とする。
- ④ 1人当たりの掛金を6,375円から8,755円に引き上げる。

なお、これは退職報償金の趣旨からして現時点における社会通念上妥当な額であるとして、消防審議会においても了承された額である。

### 2 赤字解消分掛金徴収の最終年度

赤字解消のための掛金として特別加算することとされている団員1人当たりの額については、前年度165円であったが、昭和53年度が解消4か年計画の最終年度に当たることから、昭和52年度末の決算上の赤字残額1,710万8,641円を契約年度の消防団員条例定員数の合計137万

7,621人で除して得た12円42銭に引き下げられた。

### 3 退職共済契約締結状況

この年4月、山梨県町村総合事務組合が結成され、基金と退職共済契約を締結し、それまで基金と個々に契約をしていた55町村及び未契約であった2町村が町村総合事務組合の組織団体となったこと、及び沖縄県の未契約であった2村が契約を締結したことにより、全国の市町村からみた契約率は、前年度の98.9%から99%になった。

## 昭和54年度

### 1 退職報償金の支給対象者の範囲の拡大

昭和54年4月4日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭利54年政令第94号）が公布され、勤務年数5年以上10年未満の退職消防団員に対して市町村が支給する退職報償金が、新たに基金の共済の対象とされた。

その措置は、次のような理由に基づき行われたものである。

① 退職報償金の受給対象者は、消防団員の在

職年数が次第に短くなってきたこともあって、改正前の支給年限（勤務年数10年以上）では、退職団員の約半数に過ぎず（表2-15）、支給年限の引下げが関係団体から強く要望されたこと（今回の支給年限の引下げにより退職団員の約4分の3の者が受給対象者となる見込みである。）

② 退職報償金制度の発足に際して、消防審議会では、退職報償金の支給は、5年以上勤務して退職した者に対して行うべきものという趣旨の答申をしている（非常勤消防団員に対する処遇改善に関する中間答申、昭和38年8月30日）が、財政上の理由等から、とりあえず15年以上勤務して退職した者に対して支給するものとしてこの制度は発足し（昭和39年度）、その後昭和49年度に支給年限は10年以上に引き下げられたが、それから5年間経過しており、ここで支給年限の引下げを行うことが、当初の消防審議会答申の趣旨に沿うものであること。

③ 10年未満で退職する者に対して、市町村の条例により独自に退職報償金を支給している団体が相当数あること。

④ 基金の退職報償金業務勘定における決算上の赤字額が昭和53年度をもって解消し、基金の財政基盤も安定する見込みであること。

この「5年以上10年未満」の勤務年数に係る退職報償金の額は、次の表のように各階級ごとの

表2-15 勤務年数別退職団員数

| 年度   | 退職者総数    | 10年以上   |         | 5年以上    |         |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 昭和47 | 120,285人 | 56,886人 | (47.3%) | 78,464人 | (65.2%) |
| 48   | 113,162  | 50,901  | (45.0)  | 72,092  | (63.7)  |
| 49   | 109,537  | 50,976  | (46.5)  | 71,564  | (65.3)  |
| 50   | 108,647  | 50,907  | (46.9)  | 71,413  | (65.7)  |
| 51   | 106,644  | 56,648  | (53.1)  | 80,079  | (75.1)  |
| 52   | 101,092  | 52,694  | (52.1)  | 74,946  | (74.1)  |



「10年以上15年未満」の退職報償金の額の半額未満とされた。

| 区分             | 団長        | 副団長       | 分団長・副分団長  | 部長・班長     | 団員        |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 10年以上<br>15年未満 | 千円<br>150 | 千円<br>130 | 千円<br>120 | 千円<br>110 | 千円<br>100 |
| 5年以上<br>10年未満  | 70        | 60        | 55        | 50        | 40        |

この改正は、昭和54年4月1日以後に退職した消防団員から適用されることとされたが、昭和54年度における「5年以上10年未満」に該当する退職者数は過去の実績をもとに約2万7,200人と見込み、これに基づいて掛金の額も1人当たり8,755円から9,775円に引き上げ、昭和54年度以後の掛金から適用することとされた。

## 2 消防団員名簿の作成

退職報償金の受給資格年限が5年に引き下げられたので、退職報償金支払請求の審査のため利用していた消防団員名簿も5年に1度作成し直すことが必要となった。このため昭和54年4月1日現在の消防団員名簿の作成を消防庁消防課長より各都道府県消防主管部長に依頼し、同年9月1日から新名簿を使用することとなった。

## 3 退職共済契約締結状況

昭和54年4月1日沖縄県市町村（那覇市を除く。）により一部事務組合が結成され、当該組合が基金と退職共済契約を締結したので、それまで未契約であった1町8村も組合として包括されたため、契約率は99.3%に上昇した。

## 昭和55年度

### 退職報償金及び掛金の引上げ

昭和55年4月5日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第68号）が公布され、基金が市町村に支払う退職報償金の額及びそれに伴う掛金の引上げが行われ、改正後の退職報償金支払額は昭和55年4月1日以後に退職した消防団員について適用され、改正後の掛金は昭和55年度以後の年度に係る掛金について適用されることとされた。

その改正の要点は、次のとおりである。

- ① 最高額（団長30年以上）を50万円から55万円に、最低額（団員5年以上10年未満）を4万円から4万5,000円とし、平均引上げ率8.6%とすること。
- ② 掛金は団員1人当たり9,775円から9,880円（1.1%増）とすること。

なお、今回の退職報償金の額の引上げは、一般職の職員の給与が人事院勧告により既に昭和53年度3.84%、54年度3.70%引き上げられ、昭和52年度の給与水準に比べて7.68%引き上げられたこと等に対応したものである。

また、掛金の算定については、引上げによる退職報償金支払増加見込額の全額を掛金で賄うという従来の考え方を踏襲せず、次の方法により算定することとし、その額は9,880円（改正前9,775円の1.1%増）に抑えた。

- ① 支払準備金所要額を見直して、計画的に調整する。
- ② 当該年度に発生する運用益を見込み、当該年度退職分の支払に充てる。
- ③ 当該年度退職分の支払所要見込額から、①及び②の合計額を差し引いた額を掛金として徴収する。

## 昭和56年度

### 1 支払請求書等の改正

昭和56年10月16日、基金規程第9号により様式規程の一部が改正され、個人別調書の様式中「本籍」欄を削り、「刑罰等の有無」を「支給制限条項（条例準則第6条）該当の有無」に改める等、退職報償金支払請求関係の書類の様式の整備が図られた。

### 2 事務費補助金

退職報償金業務に要する経費の国庫補助は、当該業務開始の昭和39年度から昭和55年度までは事務費及び人件費の100%を維持することができたが、当年度は事務費分が打ち切られて、人件費分が6,000万円のみ補助（昭和55年度が6,600万円であったので、600万円減）となった。

## 昭和57年度

### 1 退職報償金及び掛金の引上げ

基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の額については、昭和55年度に引き上げられたが、その後、国家公務員の一般職の給与が人事院勧告により昭和55年度に4.61%、56年度に5.23%引き上げられ、54年度の給与水準に比べて約10.0%引き上げられている現状にかんがみ、昭和57年4月6日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第99号）が公布され、退職

報償金支払額が引き上げられた。すなわち、最高額が55万円から60万円に、最低額が4万5,000円から5万円に、全体として平均9.8%引き上げることとされた。これに伴う掛金の算定については、次のように、おおむね昭和55年度の掛金算定と同様の方法により1万380円（改正前9,880円の5.1%増）に抑えられた。

- ① 当該年度退職者に係る支払見込額と掛金を据置きにしたとした場合の掛金収入見込額との差（不足分）を算定する。
- ② 支払準備金所要額を見直し、計画的に調整する。
- ③ 当該年度支払準備金運用益（事務費充当分を除く。）を当該年度退職者の支払に充当する。
- ④ ①から②（1年分）及び③を差し引いた残額を掛金として徴収する。

なお、改正後の退職報償金支払額は昭和57年4月1日以後に退職した消防団員について適用され、改正後の掛金は昭和57年度以後の年度に係る掛金について適用されることとなった。

### 2 受給遺族の範囲の拡大 （条例準則の改正）

消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例準則が改正され、従来、死亡退職における退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、①配偶者（内縁関係にある者を含む。）及び②子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時、主としてその収人によって生計を維持していた者であったが、このほかに前記②に該当しない子及び父母が加えられ、受給遺族の範囲が拡大された（昭和57年4月6日消防消第75号）。

### 3 人件費補助金

退職報償金業務の国庫補助率は、当年度分人件

費について退職報償金分の10分の10が4分の3（公務災害補償と共通する分2分の1は据置き）に引き下げられ、5,700万円（前年度より200万円減）となった。

## 昭和58年度

### 1 制度改善要望の検討

昭和58年5月27日開催された業務運営研究会専門委員会及び12月14日に開催された業務運営研究会において、退職報償金制度の今後の改善についての要望事項が提議され、検討された。

討議された要望事項の概要は、次のとおりである。

- ① 基金法施行令別表の退職報償金支払額表の勤務年数区分のうち「30年以上」を「30年以上35年未満」と「35年以上」に分け、長期勤続者の優遇を図ること。
- ② 退職報償金の支払基礎となる階級は、消防団幹部輪番制を実施している現状を考慮して、在職中の最高の階級とすること。

これらの要望事項は、従来より補償組合のブロック会議あるいは消防協会等からその実現方を強く要望されていたものであるが、団員の高齢化を促進する懸念や掛金の引上げの問題もあるので、今後、これらの諸問題を整理しながら検討を継続することとされた。

### 2 退職報償金支払請求費等の改正

昭和58年10月13日基金規程第6号により、様式規程の一部が改正され、退職報償金支払請求書、退職報償金支払請求内訳書及び個人別調書の様式の一部を改めるなどの整備が図られた。

### 3 消防団員名簿作成準備

昭和59年4月1日が、当時基金において使用していた消防団員名簿の作成日から5年目に当たり、その間の消防団員の異動も著しいと考えられるところから、関係団体に対しその作成を依頼した。

## 昭和59年度

### 1 消防団員名簿の完成

前述した昭和59年4月1日現在における消防団員名簿が、この年夏に完成し、同年9月1日から新名簿を使用することとなった。

### 2 制度改善要望の検討

昭和59年5月31日開催された業務運営研究会専門委員会において、昭和58年度に引き続き制度改善要望が提議されたが、更に引き続き問題点の検討をすることとされた。

### 3 支払請求の手引作成

退職報償金支払請求の手引については、昭和57年度に発行したままであり、昭和58年度は退職報償金支払請求書等の一部改正もあり、また、退職報償金関係の質疑応答等の再編整備を図る必要もあって、昭和59年10月に改訂版を発行した。

## 4 退職共済契約締結状況

昭和59年4月、長野県下の未契約町村中1村が退職共済契約を締結し、更に12月には未契約の1町が既契約の市に吸収合併されたため、当該年度末では未契約市町村数は2町村減少して21となり、契約率は99.4%となった。

### 昭和60年度

## 1 遺族からの排除規定の新設 (条例準則の改正)

消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例準則が改正され、消防団員を故意に死亡させた者及び消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者については退職報償金の支給を受けることができる遺族としないとする、遺族からの排除規定が新たに設けられた（昭和61年3月31日消防消第60号）。

これは、昭和60年3月30日法律第4号により国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律が公布され、また、同年4月10日自治給第24号をもって地方公務員の退職手当に関する条例準則の一部が改正され、前述した遺族からの排除に関する事項が追加されたことに伴い、これらとの衡平を保つための措置である。

## 2 制度改善要望の検討

昭和60年5月31日開催された業務運営研究会専門委員会及び同年12月11日開催された業務運営研

究会において、制度改善要望について検討された。

提議された要望事項は、昨年及び一昨年と同様であるが、今回は、「退職報償金支払基礎階級を在職中の最高の階級とする」という要望事項に対しては、消防団における幹部の輪番制を助長し、消防団の活動の効率性と規律の保持という観点から、階級決定に不適切な要素が加わる懸念があるとの意見が新たに出され議論されたが、引き続き検討を継続することとされた。

## 3 人件費補助金

退職報償金業務の国庫補助率は、当年度分人件費について公務災害補償と共通する2分の1が10分の4.5に、退職報償金分4分の3が3分の2に引き下げられ、補助金額は5,400万円（前年度より400万円減）となった。

### 昭和61年度

## 1 退職報償金及び掛金の引上げ

昭和57年度から60年度までの4か年度間における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、昭和57年度が改定見送り（人勧4.58%）、58年度が2.03%、59年度が3.37%、60年度が5.74%で、57年度の給与水準に比べて11.52%引き上げられていること、これに加えて消防庁が昭和59年12月から推進している消防団活性化対策の一環として消防団員の処遇の充実を図る必要があることから、昭和61年3月31日、基金法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第75号）が公布施行され、昭和61年4月1日以後に退職した消防団員についての退職報償金及び昭和61年度以後の年度に係る掛金が引き上げ



られた。

主な改正点は、次のとおりである。

- ① 最高額を60万円から70万円に、最低額を5万円から6万円に、全体としては平均で16.80%引き上げること。
- ② 掛金については、退職報賞金の引上げに伴い、団員1人当たり1万1,570円（改正前1万380円の11.46%増）に引き上げること。

なお、掛金額については、前回（昭和57年度）と同様の方法により、次のように算定されたものである。

- a 当該年度退職者に係る支払見込額と掛金を据置きにしたとした場合の掛金収入見込額との差（不足分）を算定すること。
- b 支払準備金所要額を見直し、計画的に調整すること。
- c 当該年度支払準備金運用益（事務費充当分を除く。）を当該年度退職者の支払に充当すること。

## 2 制度改善要望の検討

昭和61年5月30日及び同年12月12日に開催された業務運営研究会専門委員会において、年来の制度改善要望として提示されている退職報賞金支払額表の「30年以上」を「30年以上35年未満」と「35年以上」に改めること、及び「退職報償金支払基礎階級を在職中の最高階級とする」ことについて討議されたが、今後も継続して処遇改善の方途を検討することとなった。

## 昭和62年度

### 1 事務改善の検討

昭和62年10月1日に開催された業務運営研究会専門委員会において、「退職報償金支払請求手続の簡素合理化について」を検討事項とし、近年、市町村において個人別消防団員名簿（カード）が整備されていることにかんがみ、支払請求書等の記載事項の簡略化及び添付書類の廃止などに関し、事務手続の簡素合理化を図ることについて、意見交換が行われた。

### 2 請求手続の簡素合理化等

前記1の検討を踏まえ、支払請求書の様式等に関する規程が改正（昭和63年1月基金規程第1号、同年2月1日施行）され、請求事務手続の簡素合理化が図られた。主な改正点は、次のとおりである。

- ① 従来、請求書に添付することとしていた住民票の写し又は住民票記載事項証明書書の添付を要しないこととしたこと。
- ② 退職報償金支払請求書、退職報償金支払請求内訳書及び個人別調書の記載事項を簡素化したこと。
- ③ 支払決定通知書の様式を新たに定めたこと。
- ④ 契約団体に対し、一層の請求事務の迅速化及び消防団員の人事記録整備を要請したこと。

### 3 「未払給付引当金」科目の導入

退職報償金経理においては従前いわゆる既発生未請求相当分（既に退職しているが、基金への請求が未提出のもの）を支払準備金に含め計上していたが、基金財政研究会の答申では、これについては会計処理上顕在化する必要があるとされたので、本年度から新たに「未払給付引当金」の科目を設け、支払準備金とは分離して別途計上することとした。

この結果、未払給付引当金繰入として59億9,000万円が計上されるとともに、支払準備金については、8億1,000万円の戻入（取崩し）となった。

## 4 退職共済契約締結状況

昭和62年4月、埼玉県内の未契約市町村中2町が東松山地区消防組合として、退職共済契約を締結したので、当該年度において未契約市町村数は19となった（契約率99.4%）。

正する政令（昭和63年政令第125号）及び基金法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年自治省令第17号）が公布施行され、昭和63年4月1日以後に退職した消防団員に対し、退職報償金の支給基礎となる階級についての改善が図られた。

その改正の内容は、退職時に属した階級をもって階級決定を行う従来の方法に加え、消防団員の在職期間中の最高階級を支給基礎階級（ただし、その階級に1年以上在職していた場合）とするものである。これによって、過去に上位の階級に在職し、団の事情等から余儀なく下位の階級で退職した消防団員に係る退職報償金が改善された（図2-3）。

## 昭和63年度

### 1 退職報償金の支給基礎となる階級の改善

昭和63年4月15日、基金法施行令の一部を改

### 2 掛金の引上げ

この改善に伴い、団員1人当たりの掛金額は1万1,770円（改正前1万1,570円の1.73%増）に引き上げられた。

図2-3 退職報償金の支給基礎となる階級の改善

|        |     |    |                             |                             |                              |                             |                             |                              |                              |   |
|--------|-----|----|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|---|
| 階級決定例① | 改正前 | 団員 | 部長                          | S<br>59<br>・<br>4<br>・<br>1 | 分団長                          | S<br>60<br>・<br>4<br>・<br>1 | 団員                          | S<br>63<br>・<br>3<br>・<br>31 | 支払基礎階級 団員<br>(退職時の階級で決定)     |   |
|        | 改正後 | 団員 | 部長                          | S<br>60<br>・<br>4<br>・<br>1 | 分団長                          | S<br>61<br>・<br>4<br>・<br>1 | 団員                          | H<br>元<br>・<br>3<br>・<br>31  | 支払基礎階級 分団長<br>(在職中の最高階級で決定)  |   |
| 階級決定例② | 改正前 | 団員 | S<br>59<br>・<br>4<br>・<br>1 | 部長                          | S<br>59<br>・<br>10<br>・<br>1 | 分団長                         | S<br>60<br>・<br>4<br>・<br>1 | 団員                           | S<br>63<br>・<br>3<br>・<br>31 | 支払基礎階級 団員<br>(退職時の階級で決定)  |
|        | 改正後 | 団員 | S<br>60<br>・<br>4<br>・<br>1 | 部長                          | S<br>60<br>・<br>10<br>・<br>1 | 分団長                         | S<br>61<br>・<br>4<br>・<br>1 | 団員                           | H<br>元<br>・<br>3<br>・<br>31  | 支払基礎階級 部長<br>(最も上位の階級期間から順次その在職期間を合算し、在職期間の合計がはじめて1年以上となった期間に所属した上位階級で決定) |

### 3 退職共済契約締結状況

昭和63年4月、埼玉県内の未契約市町村中1市3町が、それぞれ入間東部地区消防組合（新規加入1市1町）及び寄居地区消防組合（新規加入2町）として退職共済契約を締結したので、当該年度末において未契約市町村数は15となった（契約率99.5%）。

## 平成元年度

### 階級区分の増設、退職報償金及び掛金の引上げ

退職報償金支払額表において同一区分とされている分団長と副分団長を別区分にし、各々階級に応じた支払額を設けて欲しい旨の要望に応えるため、平成元年5月26日、基金法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第125号）が公布施行され、分団長と副分団長を分離する階級区分の増設が行われ、階級区分が5区分から6区分となった。

| 改正前   | 分団長・副分団長 |  |
|-------|----------|--|
| 5年以上  | 千円       |  |
| 10年未満 | 80       |  |

| 改正後   | 分団長 | 副分団長 |
|-------|-----|------|
| 5年以上  | 千円  | 千円   |
| 10年未満 | 95  | 90   |

これと併せて、昭和61年度から63年度までの3か年度間における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、昭和61年度

が2.31%、62年度が1.47%、63年度が2.35%で、60年度の給与水準に比べて6.25%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇改善を図る必要があるので、平成元年4月1日以後に退職した消防団員についての退職報償金及び平成元年度以後の年度に係る掛金が引き上げられた。

引上げ内容の要点は、次のとおりである。

- ① 最高額を70万円から75万円に、最低額を6万円から7万円に、全体としては平均で6.25%引き上げること。
- ② 掛金については、これらの給付改善の実施とともに、退職報償金経理の収支是正についても考慮し、団員1人当たり1万3,700円（改正前1万1,770円の16.40%増）に引き上げること。

## 平成2年度

### 1 人件費補助金

退職報償金業務の国庫補助の対象となる人件費のうち、公務災害補償と共通する分の中に、従来役員分が含まれていたが、当年度からこの役員分に対する国庫補助が打ち切れ、補助金は4,800万円（前年度より1,200万円減）となった。

### 2 退職共済契約締結状況

平成2年4月、埼玉県及び三重県内の未契約町村中2町3村が退職共済契約を締結（埼玉県内の1町1村にあっては、それぞれ坂戸・鶴ヶ島消防組合及び小川地区消防組合として契約）したので、当該年度末において、未契約町村数は10となった（契約率99.7%）。

## 平成3年度

### 1 退職報償金及び掛金の引上げ

平成元年度から2年度までの2か年度間における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成元年度が3.11%、2年度が3.67%で、昭和63年度の給与水準に比べて6.89%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇改善を図る必要があるため、平成3年4月12日、基金法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第129号）が公布施行され、平成3年4月1日以後に退職した消防団員についての退職報償金及び平成3年度以後の年度に係る掛金が引き上げられた。

引上げ内容の要点は、次のとおりである。

- ① 最高額を75万円から80万円に、最低額を7万円から7万5,000円に、全体としては平均で6.80%引き上げること。
- ② 掛金については、団員1人当たり1万4,270円（改正前1万3,700円の4.16%増）に引き上げること。

### 2 退職共済契約締結状況

平成3年4月、埼玉県内の未契約町村中1町が深谷市・岡部町共同事務組合として退職共済契約

を締結したため、当該年度末において未契約市町村数は9となった（契約率99.7%）。

## 平成4年度

### 1 退職報償金及び掛金の引上げ

平成3年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成2年度の給与水準に比べて3.71%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇の改善を図る必要があるため、平成4年4月10日、基金法施行令の一部を改正する政令（平成4年政令第131号）が公布施行され、平成4年4月1日以後に退職した消防団員についての退職報償金及び平成4年度以後の年度に係る掛金が引き上げられた。

退職報償金の引上げに関しては、特に勤務年数5年以上10年未満の各区分の支払額について20%以上引き上げる大幅な増額が行われた。

これは、従来、当該支払区分については直近上位の支払区分である10年以上15年未満の支払額の半額以下とされていたものであるが、この支払区分に占める退職者数の割合が増加し、最近の年度においては全支払者数の3分の1以上に及んでいる実情にかんがみ、若年退職者に対する処遇を重視する必要があること及び支払額表全体の均衡を図る必要があることによるものである。

その他改正内容の要点は、次のとおりである。

（単位：千円）

| 改正前   | 勤務年数       | 階級  |     |     |      |       |     |
|-------|------------|-----|-----|-----|------|-------|-----|
|       |            | 団長  | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部長・班長 | 団員  |
| 平成3年度 | 5年以上10年未満  | 115 | 105 | 100 | 95   | 85    | 75  |
|       | 10年以上15年未満 | 235 | 215 | 205 | 190  | 170   | 160 |
| 改正後   | 5年以上10年未満  | 140 | 130 | 120 | 115  | 105   | 95  |
|       | 10年以上15年未満 | 245 | 225 | 215 | 200  | 180   | 165 |



- ① 最高額を80万円から83万円に、最低額を7万5,000円から9万5,000円に、全体としては平均で7.38%引き上げること。
- ② 掛金については、団員1人当たり1万4,800円（改正前1万4,270円の3.71%増）に引き上げること。

## 2 支払請求の手引作成

退職報償金支払請求の手引については、昭和59年度に発行したままであり、その後基金法施行令の一部改正による支払額の改定や退職報償金支払請求書等の様式改正もあり、また、退職報償金関係の法令、質疑応答等の再編整備を図る必要もあったので、平成4年4月に改訂版を発行した。

## 3 電算機による消防団員名簿管理についての検討

平成4年11月10日及び平成5年3月29日に開催された業務運営研究会において、電算機による消防団員名簿管理についての検討がされた。

内容は、適正な退職報償金請求事務等の確保のため、個々の団員についての任免履歴等を正確に把握する方法の一つとして、電算機を団員名簿管理に活用することが適当かどうか、その可能性を研究検討することであったが、今後も継続して検討することとされた。

## 4 退職共済契約締結状況

平成4年4月、埼玉県内の未契約町村中1町が退職共済契約を締結したので、当該年度末において未契約町村数は8となり、契約率は99.8%となった。

## 平成5年度

### 1 退職報償金の引上げ

平成4年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成3年度の給与水準に比べて2.87%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇改善を図る必要があるので、平成5年4月1日、基金法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第124号）が公布施行され、平成5年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置くこととされた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を83万円から85万5,000円に、最低額を9万5,000円から10万円に、全体としては平均で3.20%引き上げることとされた。

### 2 電算機による消防団員名簿管理についての検討

平成5年7月29日及び平成6年2月9日に開催された業務運営研究会において、前年度に引き続き、電算機による消防団員名簿管理についての検討が行われた。

その結果、平成6年2月9日の研究会において、「退職報償金業務の電算化に関する研究検討報告書」がまとめられ、その中で、基金に対し退職報償金業務を電算化するため、所定の条件を満たすモデルシステムの開発を試行するよう提言された。

### 3 退職共済契約締結状況

平成5年7月に未契約であった長野県内の1町が既契約市に編入されたことにより、当該年度末にお

いて未契約町村数は7となった（契約率99.8%）。

## 平成6年度

### 1 退職報償金の引上げ

平成5年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成4年度の給与水準に比べて1.92%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇改善を図る必要があるため、平成6年6月24日、基金法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第177号）が公布施行され、平成6年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置くこととされた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を85万5,000円から87万円に、最低額を10万円から10万5,000円に、全体としては平均で2.44%引き上げることとされた。

### 2 制度改善の検討

平成6年7月21日、7年1月10日及び同年3月29日に開催された業務運営研究会において、制度改善についての検討が行われた。検討内容は、全国から寄せられているさまざまな要望事項に対し、その優先度についての意見集約を試みることであった。

主な要望事項は、次のとおりであった。

- ① 長期勤務年数区分（現行：30年以上一律額）の増設
- ② 「部長・班長」区分（現行：同一支払区分）の分離
- ③ 勤務年数区分（現行：5年刻み）の細分化
- ④ 支給対象年限（現行：5年以上）の短縮
- ⑤ 本部長としての階級区分の新設

平成7年3月29日に開催された同研究会において、「退職報償金制度の改善要望に関する検討報告書」がまとめられ、その中で、検討結果については直ちに制度改善の実現に直結するというよりは、むしろ多岐にわたる要望についての総意形成のよすがとなることを期待するものであり、今後、市町村、消防関係団体及び国において制度改善を検討する際の参考として十分に活用されることを望むとしている。

### 3 退職報償金業務システムの研究開発

業務運営研究会の提言を受けて、基金は検討課題であった「退職報償金業務を電算化するためのモデルシステム」の構想について、これを具体化するため退職報償金業務電算化システム開発研究会を設置した。平成6年6月8日、11月15日及び平成7年3月22日の研究会を通じて、モデルシステムの処理対象事務の範囲、関係する入・出力データの整理、対応するパソコンの機種、システム開発に使用する言語及びOSについて研究、検討が行われ、最終的にモデルシステムの内容についての結論を得たものである。

## 平成7年度

### 1 退職報償金の引上げ

平成6年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成5年度の給与水準に比べて1.18%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇の改善を図る必要があるため、平成7年3月27日、基金法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第90号）が公布施行され、平成7年4月1日以後に退職し

た消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を87万円から88万円に、最低額を10万5,000円から11万円に、全体としては平均2.15%引き上げることとされた。

## 2

## 退職報償金業務システムの研究開発

平成6年度に開催された退職報償金業務電算化システム開発研究会において結論を得たシステム化の内容に基づき、パソコンを利用するモデルシステムの開発を続行し、「退職報償金業務システム」として完成した。

## 3

## 退職共済契約締結状況

平成7年4月、長野県内の未契約町村2町1村が退職共済契約を締結したので、当該年度末において、未契約町村数は、埼玉県内の4町村となった（契約率99.9%）。

### 平成8年度

## 1

## 退職報償金の引上げ

平成7年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成6年度の給与水準に比べて0.90%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇の改善を図る必要があるので、平成8年5月11日、基金法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第135号）が公布施行され、平成8年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を88万円から89万円に、最低額を11万円から11万5,000円に、全体としては平均1.99%引き上げることとされた。

## 2

## 退職共済契約締結状況

平成8年4月、埼玉県内の未契約町2町が退職共済契約を締結したので、当該年度末において、未契約町村数は、埼玉県内の2町村となった（契約率99.94%）。

### 平成9年度

## 1

## 退職報償金の引上げ

平成8年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成7年度の給与水準に比べて0.95%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇の改善を図る必要があるので、平成9年4月1日、消防団員責任共済令（旧基金法施行令）の一部を改正する政令（平成9年政令第143号）が公布施行され、平成9年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を89万円から90万円に、最低額を11万5,000円から12万円に、全体としては平均1.95%引き上げることとされた。

2

## 「支払準備金」から「変動調整準備金」への科目変更

従来、既発生未請求相当分に対応する支払備金及び退団率の変動に伴う支払額の増加等に対応する支払備金については、「支払準備金」科目に一括計上していたが、前者に相当する部分については、昭和62年度決算から「未払給付引当金」科目を設け、支払準備金とは分離して計上したことは、本編の《62年度》の中で述べたとおりである。

そして、後者に相当する部分についても計上科目の性格を明確にするため、今年度決算からその方法を一部変更して「変動調整準備金」科目を用いることとし、129億7,000万円余が計上された。

3

## 退職共済契約の締結率は100%に

平成9年4月、埼玉県内の未契約町村2町村が退職共済契約を締結したので、全国の契約対象市町村の全てが基金に加入したこととなった。

### 平成10年度

## 退職報償金の引上げ

平成9年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成8年度の給与水準に比べて1.02%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇の改善を図る必要があるため、平成10年4月9日、消防団員責任共済令の一部を改正する政令（平成10年政令第144号）が公布施行され、平成10年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を90万円から91万円に、最低額を12万円から12万5,000円に、全体としては平均1.93%引き上げることとされた。

### 平成11年度

## 退職報償金の引上げ

平成10年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成9年度の給与水準に比べて0.76%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇の改善を図る必要があるため、平成11年4月1日、消防団員責任共済令の一部を改正する政令（平成11年政令第139号）が公布施行され、平成11年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を91万円から91万5,000円に、最低額を12万5,000円から13万円に、全体としては平均1.83%引き上げることとされた。

### 平成12年度

1

## 退職報償金の引上げ

平成11年度における国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げ実施率は、平成10年度の給与水準に比べて0.28%引き上げられており、これに応じた消防団員の処遇の改善を図る必要があるため、平成12年3月31日、消防団員



責任共済令の一部を改正する政令（平成12年政令第160号）が公布され、同年4月1日付で施行とされて、平成12年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を91万5,000円から91万7,000円に、最低額を13万円から13万2,000円に、全体としては平均0.72%引き上げることとされた。

## 2 掛金見直し検討ルールの導入

従来、掛金の見直しについては退職報償金の給付改善検討のつど、それに連動して引上げ検討を行ってきたが、来年度以降の掛金引上げについては3年ごとに退職報償金業務の財政状況を見極めて判断するとのルールが次のとおり総務省消防庁より指示され、このルールに基づく検討が行われた。

（財政収支に係る基本的考え方）

- ① 財政収支の中長期的見直しを定期的にチェックするルールの確立が必要。
- ② 以下により、3年ごとに財政再計算を行い、掛金等の見直し等を行う。
  - ・ 3年ごとに将来収支見込を計算し、掛金の引き上げ等必要な措置を講じる。その際、最低3年間にわたり、変動調整準備金が最低限必要額を下回らないよう措置。
  - ・ なお、3年以内に不測の事態が生じた場合は、その都度見直し。
  - ・ 変動調整準備金の最低限必要額…予測が困難な退団率の変動に3年程度は対応できる額に設定（退団率の変動率は過去20年の実績から算出：最新3か年の退職報償金支払平均額の約45%程度）

## 3

## 退職報償金請求システム等の開発

基金は、平成9年度の民間法人化に伴い、事務の合理化・OA化を進め、経営のいっそうの効率化を図ることとされた。その具体策の一環として、退職報償金の早期支払を実現するため、市町村における消防団員の名簿管理、退職報償金支払請求書の作成等から基金における審査、支払等までの一連の事務処理をパソコンを利用して行う新たなシステムを開発した。このシステムは、①市町村が基金に退職報償金を請求するための「退職報償金請求システム」、②各都道府県補償組合が市町村に代わって請求するための「退職報償金組合等用システム」及び③基金において請求データの内容審査、支払業務等を行うための「退職報償金実務システム」の3つのシステムにより運用され、請求システムは関係市町村に、組合システムは消防補償等組合に配布した。

また、システムの導入に対応して支払請求書の様式等に関する規程の一部改正を行い、従来の請求方法とシステムによる請求方法との併用とした。

## 平成13年度

## 退職報償金及び掛金の引上げ

従来、国家公務員の一般職の給与の人事院勧告による引上げに伴い、退職報償金支払額が引き上げられていたが、平成12年度においては、給与引上げは行われなかった。しかしながら、消防団員の処遇の改善を図る必要があるため、平成13年3月30日、消防団員責任共済令の一部を改正する政令（平成13年政令第120号）が公布され、同年4月1日付で施行とされて、平成13年4月1日

以後に退職した消防団員の退職報償金及び平成13年度以後の年度に係る掛金が引き上げられた。

引上げ内容の要点は、次のとおりである。

- ① 最高額を91万7,000円から92万1,000円に、最低額を13万2,000円から13万6,000円に、全体としては平均1.42%引き上げること。
- ② 掛金については、団員1人当たり1万6,210円（改正前の1万4,800円の9.5%増）に引き上げること。

## 平成14年度

### 退職報償金の引上げ

消防団員の処遇の改善を図る必要があるので、平成14年3月25日、責任共済法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第58号）が公布され、同年4月1日付で施行とされて、平成14年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を92万1,000円から92万5,000円に、最低額を13万6,000円から14万円に、全体としては平均1.39%引き上げることとされた。

## 平成15年度

### 退職報償金の引上げ

消防団員の処遇の改善を図る必要があるので、平成15年3月28日、責任共済法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第97号）が公布さ

れ、同年4月1日付で施行とされて、平成15年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、最高額を92万5,000円から92万7,000円に、最低額を14万円から14万2,000円に、全体としては平均0.68%引き上げることとされた。

## 平成16年度

### 1 退職報償金及び掛金の引上げ

消防団員の処遇の改善を図る必要があるので、平成16年3月26日、責任共済法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第72号）が公布され、同年4月1日付で施行とされて、平成16年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金及び平成16年度以後の年度に係る掛金が引き上げられた。

引上げ内容の要点は、次のとおりである。

- ① 最高額を92万7,000円から92万9,000円に、最低額を14万2,000円から14万4,000円に、全体としては平均0.67%引き上げること。
- ② 掛金については、団員1人当たり1万7,200円（改正前の1万6,210円の6.1%増）に引き上げること。

### 2 消防団の多様化と退職報償金

消防庁の「消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会報告書」（平成17年1月）の中では、退職報償金に関し、次のように述べている。

退職報償金については、民間給与・公務員

給与等が増額されないという社会情勢の中で今後の支給額の改善、消防団の組織・制度の多様化に伴う制度の在り方等の検討が必要である。

消防団員が退職時に受け取る退職報償金は、昭和39年に発足し、現在に至るまでの間、支給額の増額、支給年限の拡大、階級区分の細分化など、処遇を改善するための様々な変更がなされていることから、消防団制度の多様化を進めた場合でも、当面、退職報償金制度は現行の制度を維持した上で、次のように対応することが適当である。

退職報償金の給付改善については民間及び公務員給与の状況が厳しいこと、市町村及び基金の財政への配慮が必要なことから、安易な取組は許されないが、団員確保が困難な現状を考えれば、団員の士気高揚や定着促進の趣旨から、極力毎年度改善を図ることが望ましい。なお、在職年数及び階級区分ごとの支給額改善については、消防団充実強化の観点からも、中堅層団員に絞って重点化し改善を図っていくことが適当である。

消防団の充実強化の観点から、特に中堅層の団員の退職報償金を重点的に改善する必要性が認められたため、分団長、副分団長及び部長・班長の階級区分の勤務年数10年以上15年未満、15年以上20年未満及び20年以上25年未満の区分について2,000円が引き上げられ、全体としては平均0.28%引き上げることとされた。

## 2 変動調整準備金の減少

見込みを超えた退職団員数の増加、退職報償金支払額単価の増加、低利率による運用益収入の減少、国・地方の厳しい財政状況下での掛金額の引上げ抑制など様々な要因が複合し、掛金収入のみでその年度の退職報償金支払額を賄うことは困難となっており、最近では表2-16に掲げたとおり多額の変動調整準備金を取り崩すことによって収支均衡を維持するという状況に至った。

表2-16 変動調整準備金の推移

| 年 度 | 変動調整準備金 |        |
|-----|---------|--------|
|     | 取崩額     | 年度末保有額 |
|     | 百万円     | 百万円    |
| 平成9 | 270     | 12,979 |
| 10  | △542    | 13,521 |
| 11  | 1,976   | 11,545 |
| 12  | 2,177   | 9,368  |
| 13  | 748     | 8,620  |
| 14  | 985     | 7,634  |
| 15  | 1,654   | 5,980  |
| 16  | 1,403   | 4,577  |
| 17  | 2,312   | 2,266  |

この結果、今年度末の変動調整準備金保有額については22億6,000万円余となっており、最近15年間の平均退団率から算定した変動準備金率による最低限必要額56億7,000万円と比較した場合、大きく必要額を下回っており、さらに次年度事業計画の見込みでは、変動調整準備金保有額が6億から7億円程度までに激減することが予測されたため、退職報償金業務の収支改善策につい

## 平成17年度

### 1 退職報償金の引上げ

消防団員の処遇の改善を図る必要があるため、平成17年3月18日、責任共済法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第48号）が公布され、同年4月1日付で施行とされて、平成17年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が引き上げられた。

なお、掛金は据え置かれた。

退職報償金の引上げについては、具体的には、

て早急に検討することが喫緊の課題となった。

## 平成18年度

### 1 退職報償金の引上げ

消防団員充実強化の観点から引き続き中堅層団員の処遇改善を図る必要があるため、平成18年3月27日、責任共済法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第66号）が公布され、同年4月1日付で施行とされて、平成18年4月1日以後に退職した消防団員のうち、平成17年度と同様の支払区分について一律2,000円引き上げられた。

### 2 掛金引上げの検討

当時、基金の退職報償金業務は、大変厳しい財政状況下に置かれていた。

事業計画の見込を大幅に上回る支払者数の増加や支払額単価の上昇、引き続き低金利による運用益収入の減少、国・地方の厳しい財政状況下での掛金引上げ抑制など様々な要因が複合して、掛金収入のみではその年度の退職報償金支払額を賄うことが困難となっており、収支均衡を図るため、多額の変動調整準備金を取り崩していた。

この結果、平成18年度末の同準備金保有額は10億円を割り込むことが予測され、19年度において掛金額が据え置かれた場合、同準備金を取り崩すことによっても退職報償金の支払いに不足を生じるという深刻な事態に至ることが予測された。

こうした財政状況を早急に改善する必要があるため、平成18年5月、基金内に総務省消防庁、全国市長会、全国町村会及び（財）日本消防協会

の各職員を委員とする「消防基金の退職報償金業務に係る収支改善策に関する研究会」（坂野恵三座長）を設け、ここで①今後の退職消防団員数（勤務年数5年以上の者）についての推計方法、②当面の変動調整準備金の必要保有額及び③平成19年度の掛金の引上げ額などの検討が行われた。

検討結果は、①の退職者数の推計方法については、平成19年度の退職見込者数を5万7,800人とする中間方式（直近3か年度の平均退職者数と過去10年間の退職者数の推移を基礎に回帰分析手法により見込んだ退職者数の平均値を算出する方式）を採用することが適当であること。②の準備金保有額については、次の財政再計算年度の前年に当たる平成21年度末において20億円程度（年間支払額の約10%）を確保することが当面必要であること。③の掛金引上げ額については、①によって算出された退職見込者数による支払所要額及び②の準備金保有額をいずれも確保するためには2,000円（条例定員1人当たりの単価1万7,200円→1万9,200円）の掛金額の引上げが必要であること、として取りまとめられた。

基金は、検討結果を踏まえ、評議員会の審議及び理事会での議決を経たうえで、同年9月、総務省消防庁に対し、掛金引上げに関する要望書を提出した。

要望書に対し、消防庁、総務省自治財政局において検討が重ねられた結果、平成19年度から、条例定員1人当たりの掛金を1万9,200円（2,000円アップ）に改めることとされた。

## 平成19年度

### 掛金の引上げ

前記2の経緯を経て、責任共済法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第81号）が平成



19年3月30日に公布、同年4月1日から施行され、団員1人当たりの掛金額は同年度分から1万9,200円に引き上げられた。

その結果、平成18年度末に約18億円と破綻に近い状態にあった変動調整準備金は、平成19年度末において28億円余にまで回復した。

なお、平成18年4月1日以後の退職者に係る退職報償金支払額（同施行令第3条第2項、別表関係）は、据え置かれた。

することは予定されていないものであった。

条例改正を行う場合としては、現行の条例定数を超えて新たな団員を新設することが想定されていた（図2-4）が、もともとの条例定数内の団員を退職報償金支払対象外の団員とする改正を行った団体が発生した。

このような状況を受け、基金では市町村等における条例改正の際には慎重に進めるよう呼びかけた。

## 平成20年度

### 条例改正市町村への呼びかけ

消防庁は、平成20年3月27日付で「市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則の一部を改正する場合の条例（例）について」を発出した。

当該改正条例（例）の趣旨は、消防団員の活動形態の多様化を踏まえて消防力のさらなる充実を図るもので、市町村が必要とする消防力を構築するために必要な消防団員の定数については、何ら変更されることなく、当該改正により定数を削減

## 平成22年度

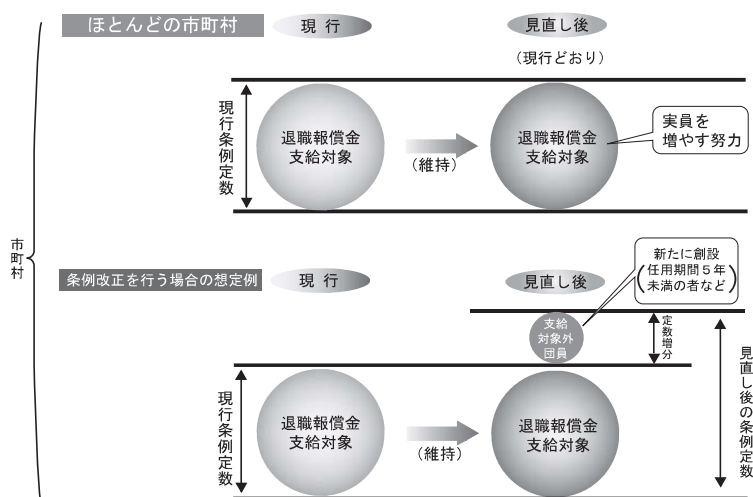
### 1 システム改修

退職報償金請求システムの基本ソフトとなるWindows 7が発売されたことに伴い、同システムを改修した。改修後はシステムの名称を「新退職報償金システム」（市町村用）、「新退職報償金組合システム」（組合用）と一新した（P.161「退職報償金支払事務のシステム化の歩み」参照）。

### 2 東日本大震災の発生と対応の検討

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、

図2-4 退職報償金支給の関係



254人の消防団員が死亡した（死亡者数は後日判明）。基金は、同震災に係る退職報償金の支払事務を迅速かつ的確に行うため、直ちに必要な対応の検討に入った。

### 3 財政再計算

3年ごとに行う財政再計算の結果、平成22年度の掛金は据置きとされた。

## 平成23年度

### 1 東日本大震災に係る退職報償金への対応

東日本大震災に係る退職報償金の支払事務等については、次のように取り扱うこととした。

#### (1) 被災団体の請求事務等に対する取扱い

退職補償金の支払請求等について、次のような対応をとった。

(ア) 東日本大震災の被災市町村が、請求に必要な団員データを喪失した場合には、最小限の勤務情報に基づいて基金に請求することとし、後日不足額が判明した場合、基金は差額請求に応じることとした。

(イ) 被災市町村において請求データ作成が困難な場合、組合構成市町村にあっては組合が市町村の情報提供に基づき請求データを作成されるよう、また、単独契約市町村にあっては退職報償課に相談されるよう依頼した。

#### (2) 避難等による勤務不能期間の取扱い

被災地の市町村では、住宅の損壊や避難指示等により、住民が元の居住地から離れた土地への移

住を余儀なくされ、その結果、団員は団活動に従事できないという事態が発生した。

こうした中、被災地の団員が今後一定期間を経て退職した場合、当該震災、原発事故による転住あるいは長期離脱が団員としての身分失格要件に該当するのか、また、該当しないとしても勤務不能期間を除算して計算するのか、といった問題が関係市町村から指摘されることが予想された。

検討の結果、避難等を余儀なくされたため、消防団活動に従事できなかった期間があるとしても、それをもって直ちに勤務年数に算入しないとする取扱いは適切でなく、それぞれの市町村（組合）において、当該団員の置かれた状況、帰還の意志、活動意欲等、及び当該消防団の震災対応、活動状況等を総合的に勘案し、個別に判断されたいとして、その旨を岩手、宮城及び福島各消防補償等組合に電話で連絡するとともに、消防庁にも伝えた。

### 2 新システムの運用開始

「新退職報償金システム」及び「新退職報償金組合システム」の運用が開始された（P.161「退職報償金支払事務のシステム化の歩み」参照）。

## 平成25年度

### 1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定

平成25年12月13日付で「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（法律第110号）が公布・施行された。

背景には、近年最大の被害をもたらした東日本大震災や引き続くさまざまな災害を経験し、さらに近い将来に大規模な地震の発生が懸念されるこ

とから、地域防災力の重要性が増大しており、一方、少子高齢化の進展など防災活動の担い手の確保が困難であるという状況がある。そのようななか、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、装備の改善、団員確保等を進めるとともに、地域防災力の充実強化を図ることを目的として制定された。

同法律により、団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられた。この法律を踏まえ、消防庁において退職報償金の引上げが検討された。

## 2 財政再計算

財政再計算を行った結果、平成25年度の掛金は据置きとされた。

## 平成26年度

### 退職報償金の引上げ

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を受け、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）が平成26年3月7日に公布され、同年4月1日付で施行された。

これにより、平成26年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金が一律5万円（ただし、階級が団員で勤務年数5年以上10年未満の場合は、5万6,000円）引き上げられた（表2-17）。

この結果、同年度末における変動調整準備金は、平成26年度退職者に支払う退職報償金に支払額引上げの影響が出て増加傾向が緩やかになり、約183億円となった。

表2-17 退職報償金支払額一覧

| 階級     | 勤務年数          |                |                |                |                |       |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
|        | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>15年未満 | 15年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>25年未満 | 25年以上<br>30年未満 | 30年以上 |
| 団長     | 239           | 344            | 459            | 594            | 779            | 979   |
|        | (189)         | (294)          | (409)          | (544)          | (729)          | (929) |
| 副団長    | 229           | 329            | 429            | 534            | 709            | 909   |
|        | (179)         | (279)          | (379)          | (484)          | (659)          | (859) |
| 分団長    | 219           | 318            | 413            | 513            | 659            | 849   |
|        | (169)         | (268)          | (363)          | (463)          | (609)          | (799) |
| 副分団長   | 214           | 303            | 388            | 478            | 624            | 809   |
|        | (164)         | (253)          | (338)          | (428)          | (574)          | (759) |
| 部長及び班長 | 204           | 283            | 358            | 438            | 564            | 734   |
|        | (154)         | (233)          | (308)          | (388)          | (514)          | (684) |
| 団員     | 200           | 264            | 334            | 409            | 519            | 689   |
|        | (144)         | (214)          | (284)          | (359)          | (469)          | (639) |

備考：（ ）内書きは改正前の支払額

## 平成27年度

### 1 システム改修

Windows 10が発売されたこと、及びマイナンバー制度施行に伴う源泉徴収票及び退職所得の受給に関する申告書の様式変更への対応のため、新退職報償金システム及び新退職報償金組合システムを改修した。

### 2 変動調整準備金の推移

平成26年度に行った支払額引上げの影響がほとんどの退職者に表れたことにより、退職報償金支払額が増加した。これにより、退職報償金支払額は、掛金収入額とほぼ拮抗する状況となった。平成27年度末の変動調整準備金は、約188億円となっている（表2-18）。

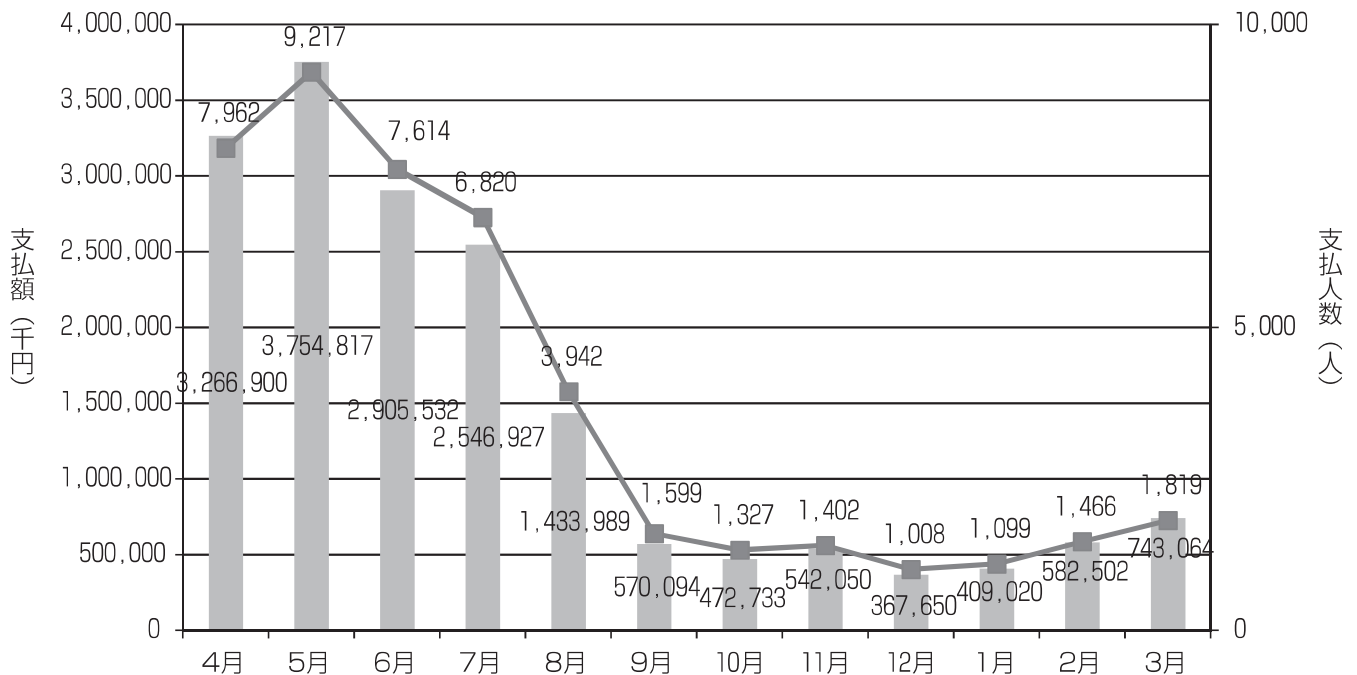
表2-18 変動調整準備金の推移

| 年 度  | 変動調整準備金 |        |
|------|---------|--------|
|      | 取崩額     | 年度末保有額 |
|      | 百万円     | 百万円    |
| 平成18 | 432     | 1,834  |
| 19   | △1,036  | 2,870  |
| 20   | △1,705  | 4,575  |
| 21   | △1,665  | 6,240  |
| 22   | △2,094  | 8,334  |
| 23   | △3,249  | 11,583 |
| 24   | △2,671  | 14,254 |
| 25   | △3,037  | 17,291 |
| 26   | △995    | 18,286 |
| 27   | △464    | 18,750 |

### 3 月別支払状況

平成27年度における退職報償金の支払状況を月別で見ると図2-5に掲げるとおりであり、4月から8月にかけて支払が集中しているのは例年と同様の傾向である。

図2-5 平成27年度退職報償金の支払状況





## 退職報償金支払事務のシステム化の歩み

基金は、退職報償金支払事務の合理化を図るため、パソコンによる事務処理システムをこれまで積極的に整備してきた。この項では「新退職報償金システム」など各種システムの歩みについて述べる（第1章第5節参照）。

### 1 システム開発の目的

基金は、平成9年度の民間法人化に伴い、事務の合理化・IT化を進め、経営のいっそうの効率化を図ることとされた。

退職報償金業務については、平成7年度において、パソコンを利用して消防団員の名簿管理、退職報償金支払請求書の作成等の事務処理を行う「退職報償金業務システム」（MS-DOS版）を開発し、導入を希望する市町村等に有償で配布したが、同システムは、市町村における事務の合理化・IT化を促すにとどまっていた。

そこで、平成12年度に市町村における消防団員の名簿管理、退職報償金請求書の作成等から基

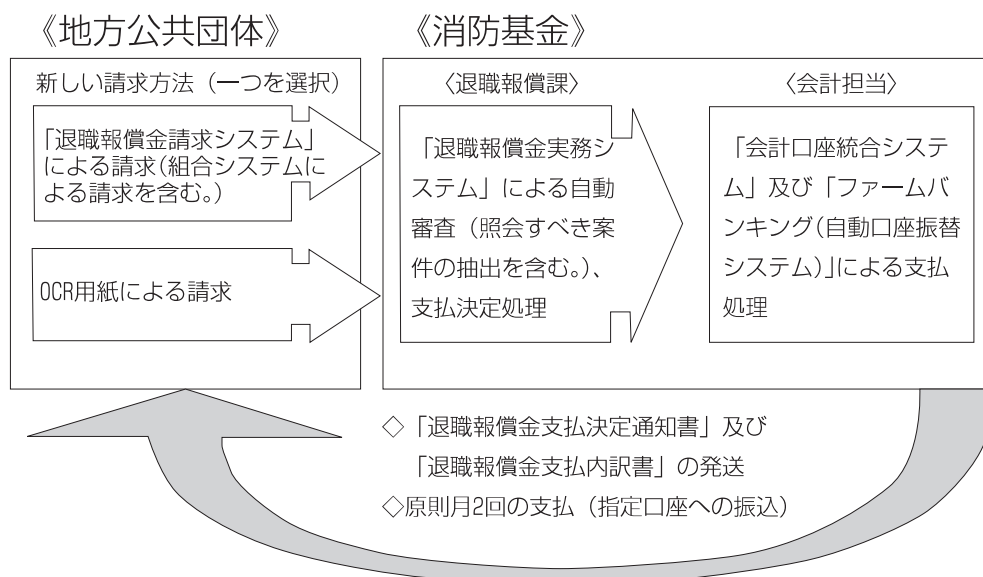
金における審査、支払等までの一連の事務処理を行うことができる新たなシステム（Windows版）を開発した。また、システムの導入に伴って支払請求書の様式等に関する規程の一部改正を行い、平成13年度以降は、従来の請求方法に代えてシステムによる請求方法に移行することとなった。

システムの導入が困難な市町村等については、OCR（光学式文字読取装置）用紙による請求で対応することとした。平成22年度において、市町村等におけるシステムの導入率が100%になると同時に、OCRでの請求受付を終了した。

### 2 システムの概要

平成12年度に新たに開発したシステムは、①退職報償金請求システム（請求システム）、②退職報償金組合等用システム（組合システム）、及び③退職報償金実務システム（実務システム）の3つのシステムから成るものだった（図2-6）。

図2-6 OA化フローチャート



### (1) 退職報償金請求システム・新退職報償金システム

請求システムは、市町村が使用するシステムである。消防団員の氏名、所属部門、階級、勤務期間、除算期間、表彰情報等を団員個人ごとに登録することにより、退職報償金請求書の印刷及び請求データの作成（FD又はCDに書き込み）、個人別消防団員名簿、退職報償者（銀杯）推薦名簿等の各種帳票の印刷を行うことができる。

平成23年度には、Windows 7を使用する市町村のOS（基本ソフト）環境に対応するため、使用するデータ形式をmdbファイルからaccdbファイルに変更するシステム開発を行った。これを機に、名称を「新退職報償金システム」と一新した。

### (2) 退職報償金組合等用システム・新退職報償金組合システム

組合システムは、消防補償等組合及び一部の広域消防組合が使用するシステムである。構成市町村が作成した請求データを取り込み、それらを取りまとめ一括した請求を行うことができる。

前述の請求システム同様、平成23年度には、Windows 7を使用するOS環境に対応するため、使用するデータ形式をmdbファイルからaccdbファイルに変更するシステム開発を行った。これを機に、名称を「新退職報償金システム」と一新した。

### (3) 退職報償金実務システム

実務システムは、基金が使用するシステムである。市町村及び消防補償等組合から提出された請求データを取り込み、審査、支払、各種統計の作成等を行うことができる。

## 3 システム改修の変遷

これらのシステムは、平成12年度にVer.1を開発して以来、新たなOSの発売や市町村等からの要望に対応するため、そのつど改修を重ね、内容も充実させてきた。その主な改修の変遷は、資料33「退職報償金システム改修の変遷」のとおりである。

## 第3節 公務災害防止事業

近年の社会情勢の進展及び科学技術の発達等に伴い、火災等の態様はますます複雑多様化し、火災等の災害発生時における消防活動の困難性も高まり、これに伴う消防団員（水防団員を含む。以下同じ。）の活動中の受傷形態もまた多様化する傾向があった。加えて、日ごろ自らの職業に従事し、災害が発生した際には昼夜を問わず急激な肉体的・精神的負担を強いられる消防団員の職務従事形態の特殊性から、消防活動中における循環器系疾患（脳血管疾患又は心臓疾患）の発病が毎年のようにある。

基金はこのような状況にかんがみ、「公務災害を未然に防止することこそ最善の公務災害補償で

ある」との認識に立ち、消防団員の公務災害を防止するため、自治大臣の認可を受けて昭和61年度に消防団員健康管理助成事業を発足（平成元年から消防団員公務災害防止対策推進事業に承継）させたのを皮切りに、これまでに種々の事業を推進してきた。

平成9年度の法律改正により基金の本来業務に位置付けられて以後、消防団員公務災害防止事業に本格的に取り組んでいる。

## 1 公務災害防止活動援助事業

### (1) 消防団員健康管理助成事業

昭和61年8月、基金は、基金定款第15条第6号の規定による認可事業として、消防団員健康管理助成事業を発足させた。

この事業は、基金創立30周年の記念事業として企画されたもので、次のような内容で認可申請されたものであった。

#### 消防団員健康管理助成事業

(昭和61年8月13日付認可申請)

##### 1 趣旨

消防団員（水防団員を含む。以下同じ。）の公務災害、特に脳卒中、急性心臓死等のいわゆる中枢神経及び循環器系疾患による災害を未然に防止するには、消防団員の健康管理を一層推進することが極めて重要である。

このため、昭和61年度の基金創立30周年記念行事の一環として、消防団員の健康管理を推進しようとする市町村に対し、その経費の一部を助成することにより、市町村における消防団員の健康管理体制の強化の促進を図り、もって消防団員の公務災害の軽減を図ることとする。

##### 2 助成対象市町村

助成金の交付の対象となる市町村（以下「助成対象市町村」という。）は、上記1の趣旨を踏まえて消防団員の健康管理を行おうとする市町村であって、消防庁の実施する消防団活性化モデル事業の対象市町村のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）と公務災害補償責任共済契約を締結している市町村（基金と公務災害補償責任共済契約を締結している一部事

務組合を組織する市町村にあっては、当該市町村）とする。

##### 3 助成金の交付

基金は、助成対象市町村に対して、消防団員の健康管理を促進するための経費であって次に掲げるもののうち、当該市町村長が選択するものについて、基金の予算の範囲内で助成金を交付する。

###### ・健康診断

ア 一般診断（問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿）

イ 精密検査（心電図検査、眼底検査、総コレステロール検査）

ウ 胸部X線間接撮影

エ その他消防団員の健康管理のため基金理事長が特に必要と認めた検査

###### ・健康管理備品

ア 血圧測定器

イ 体重計

ウ 救急医療セット

エ ソフトボールセット

オ その他消防団員の健康管理のための基金理事長が特に必要と認めた備品

###### ・その他消防団員の健康管理のため基金理事長が特に必要と認めたもの

##### 4 助成期間

昭和61年度よりおおむね3年間とする。

この事業の発足に先立つ昭和61年3月、消防庁消防課長及び基金事務局長との協議により、次の事項が確認された。

消防庁の実施する消防団活性化モデル事業は昭和61年度から3年間とするが、その終了後も引き続き健康管理経費の助成事業を継続するか否かについては、定款の変更等を含め、その時点において協議するものとする。

昭和61年度の助成対象市町村は、消防庁

のモデル市町村と同一とすること。ただし、市町村数が予定より多すぎる等の際は、その若干を昭和62年度の助成対象とし、この場合の昭和62年度の助成費については、昭和61年度の実施結果をみたうえで、必要があれば増額の方で検討を加えるものとする。

その後、本事業の定款上の位置づけを明確にするため、定款第15条における基金の行う業務に「及び自治大臣の認可を受けた業務」を加えることを内容とした定款の一部変更を、同年6月における理事会の議決を経て自治大臣に申請、同年7月に認可され、ここに昭和39年4月における退職報償金支給共済業務の開始以来、22年ぶりに基金の新たな業務実施が行われることとなった。

この事業は、年間3,000万円の予算規模で3か年実施され、平成元年度に後述の消防団員公務災害防止対策推進事業に承継されるまで、65団体に対して総額8,353万4,000円が交付された。

## (2) 消防団員公務災害防止対策推進事業

### ① 事業発足の経緯

消防団活性化対策の一環として、消防庁の実施する消防団活性化モデル事業（昭和63年度から消防団活性化総合整備事業）と歩調を合わせて実施した消防団員健康管理助成事業は、3年間の期限付きで認可された事業であったため、3年間の期限後のことについて、基金は消防庁と協議を重ねた。

その結果、基金は消防団員の健康管理対策の推進のみならず、訓練又は災害活動時における安全管理対策をも推進するため、新たに「消防団員公務災害防止対策推進事業」を平成元年度に創設し、消防団員の公務災害の防止に一層の努力を払うこととなった。

その背景には、消防庁が昭和61年度から消防

団の活性化対策の推進に力を挙げて取り組んできており、基金も健康管理助成事業の成果を踏まえ、更にこれを発展的に承継して健康管理対策のみならず安全管理対策をも包含した新たな事業を推進してほしいとの同庁の意向もあった。

こうして、平成元年2月に開催された理事会において、年間予算規模5,000万円での実施を内容とする平成元年度事業計画書及び公務災害防止対策推進要綱が議決承認され、同年3月9日付の自治大臣認可を受けて、同事業が正式に発足するに至った。

理事会において承認された公務災害防止対策推進要綱は、次のとおりである。

### 公務災害防止対策推進要綱

#### 1 目的

この要綱は、消防団活性化対策の一環として消防団員（水防団員を含む。以下同じ。）の安全管理及び衛生管理対策の推進を図ることにより、公務災害の防止軽減に資することを目的とする。

#### 2 安全衛生管理対策

安全衛生管理対策の推進を図るため、次の諸施策を推進する。

- ・安全衛生管理を進めるための計画の策定と体制の整備
- ・消防団員の健康管理対策の確立
- ・安全衛生教育の充実
- ・公務災害事例の分析及び再発防止対策の研究
- ・適正な行動方法の確立
- ・活動状況等の的確な把握
- ・消防機械器具の整備点検の促進

#### 3 委員会の設置

前項の諸施策の推進に関し、その具体的方策を検討するため、公務災害防止対策推進に関する委員会を設置する。

委員会の構成は、別に定める。

#### 4 助成金の交付

2の諸施策の推進を図るため、基金は、これらの事業を実施する市町村に対し、助成金を交付する。

助成金の交付対象市町村は、公務災害の発生状況、消防団の活動状況等を勘案し、別に定める基準によるものとする。

助成金の総額は、毎年度、基金の予算で定める。

1市町村当たりの助成金額は、別に定める算定基準によるものとする。

また、自治大臣に認可申請した事業内容は、次のとおりである。

**災公務害防止対策推進事業について**

(平成元年3月3日付認可申請)

1 趣 旨

この事業は、消防団員（水防団員を含む。以下同じ。）の安全管理及び衛生管理対策の推進を図ることにより、公務災害の防止軽減に資するものとする。

2 安全衛生管理対策

安全衛生管理対策の推進を図るため、次の諸施策を推進する。

- ・ 消防団員の健康管理対策の確立
- ・ 安全衛生教育の充実
- ・ 公務災害事例の分析及び再発防止対策の

研究

- ・ 消防機械器具の整備点検の促進
- ・ その他基金が適当と認めるもの

3 助成金の交付

前項の諸施策の推進を図るため、基金はこれらの事業を実施する市町村（一部事務組合及び水害予防組合を含む。以下同じ。）に対し助成金を交付する。

助成金の総額は、毎年度、基金の予算で定める。

② 事業の内容と実施状況

本事業において、助成金の交付対象となるのは、消防団員の安全衛生管理対策の推進を図るために市町村が実施する事業であるが、具体的には表2-19の事業が対象となっていた。

これらの事業のうち、レクリエーションは、消防団の活性化対策を進める消防庁の要請を受け、消防団員の体力練成とチームワークの醸成が期待できるとして、平成4年度から対象事業に加えられた。

また、本事業の発足当初、講習会・研修会開催事業も助成対象となっていたが、平成6年度からは基金の直営事業として「消防団員の健康管理等の講習会」が開始されたため、助成対象から除外された。

本事業は、従来の健康管理助成事業が消防庁の

**表2-19 消防団員公務災害防止対策推進事業の交付対象**

| 事業       | 事業の内容  |
|----------|--|
| 健康管理事業   | 健康診断   |
| 安全装備品    | 安全帽、消防用安全帽（シコロ付）、防火衣、消防用長靴、安全靴、反射材付雨衣、消防用手袋、防寒衣、防毒マスク、夜間照明器具（発動発電機、投光器、三脚、コードリール）等 |
| 健康管理備品   | 血圧測定器（大型全自動血圧計、簡易型自動血圧計）、救急手当用品（大型・小型セット）、体力測定器（握力計、背筋力計、肺活量計、体重計、身長計）等            |
| 体力増進器    | 腹筋台、トレーニングマシーン、ダンベルセット、室内用固定自転車、ソフトボール用品、バレーボール用品、卓球用品等                            |
| レクリエーション | ソフトボール大会、綱引き大会等（都道府県単位で実施するもの）   |



補助事業の対象団体に対するものであったのに対し、基金が独自に対象団体を採択する点において異なり、このため、円滑な事業実施のうえで各都道府県消防防災主管課の協力が不可欠であったが、同主管課をはじめとする関係者の理解と協力により順調に発展し、当初5,000万円であった予算規模は平成12年度には1億1,500万円にまで拡大した。

### (3) 消防団員安全装備品整備等助成事業

#### ① 経緯

消防団員安全装備品整備等助成事業は、平成13年度に従来の「消防団員等公務災害防止対策推進事業」を全面的に見直し、安全装備品の整備に重点を置いた事業に改めたものである。消防団員の身体的な安全を直接確保するための装備品の整備や健康診断の実施等の事業を行う市町村等に対して、原則、事業費の全額を助成金として交付することとした。

平成13年度の予算規模は、1億672万円であった。以後、逐次予算を拡充し、平成27年度の予算規模は、1億6,400万円となった（図2-7）。

#### ② 東日本大震災に係る対応

平成23年度は、東日本大震災が発生したことにより、補償に係る経費の増大が予想された。このため、平成23年度の消防団員安全装備品整備等助成事業の助成金は、当初予算1億4,520万円の1割を減額して1億3,068万円とし、さらに、後述する被災地への安全装備品の交付に係る費用（1億3,068万円の2割、2,613万6,000円）を除いた1億454万4,000円を、45都道府県の157団体に対して交付した（県内全市町村が公務災害補償責任共済契約関係にない新潟県及び交付を辞退した茨城県は除く）。

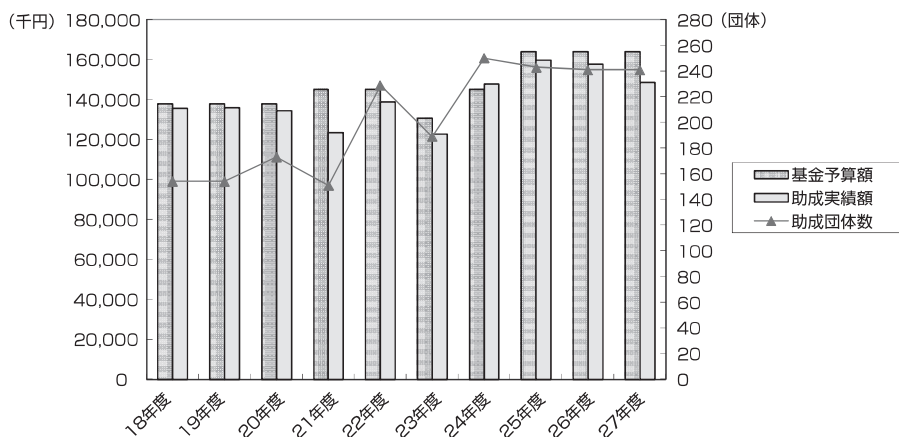
一方、東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部の32市町村への緊急支援措置として、各市町村が必要とする救命胴衣、携帯用投光器、携帯無

図2-7 消防団員安全装備品整備等助成事業の推移（過去10年間）

単位：千円、団体

| 区分 \ 平成 | 18年度    | 19年度    | 20年度    | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基金予算額   | 138,000 | 138,000 | 138,000 | 145,200 | 142,200 | 130,680 | 145,200 | 164,000 | 164,000 | 164,000 |
| 助成実績額   | 135,719 | 136,048 | 134,513 | 123,469 | 138,827 | 122,680 | 147,743 | 159,758 | 157,872 | 148,590 |
| 助成団体数   | 154     | 154     | 173     | 151     | 229     | 189     | 250     | 243     | 241     | 241     |

（備考）安全装備品の交付に係るものを含む。



線機等の安全装備品を交付した。東日本大震災の被災地に対する安全装備品の交付は、平成23年度から25年度までの3か年行った。

### ③ 安全装備品の交付

安全装備品の交付は、もともと消防団員公務災害防止研修会等に積極的に取り組む市町村への支援策として、平成22年度から行っていた。平成23年3月に起きた東日本大震災に対応するため、平成23年度予算を増額し、被災市町村への交付に振り向けた。

平成24年度からは、交付対象を台風、豪雨等の自然災害等により甚大な被害を受けた市町村等とし、現在に至っている。

## 2 公務災害防止対策調査研究事業

### (1) 公務災害事例の調査分析

事故防止には災害事例の傾向把握が欠かせない。基金では、公務災害防止事業の一環として、基金が公務災害として取り扱った事案の調査分析を行っている。

平成3年度から13年度までは、前々年度に発生し、前年度末までに支払った公務災害案件について集計、分析を行い、発生傾向や特徴を当該年度の『消防団員の公務災害発生状況』として冊子にまとめ、全国に情報提供した。

平成12年度事故発生分からは、データベース・ソフトの活用により、いっそう円滑な集計が可能となった。現在では、前年度中に発生し、次年度初めまでに支払った案件について分析した結果を広報誌やホームページ等で公表している。

### (2) 消防団員の健康増進施策推進方策検討

平成7年1月の阪神・淡路大震災における活躍に見られたように、消防団はそれぞれの地域で、消防防災の中核的存在としての役割を果たしてきた。

その一方で、団員数の減少、団員の高齢化、被雇用者団員の増加による昼間消防力の低下などの問題を抱え、活性化が重要な課題になっていた。特に、消防団員の高齢化は、ますます進展するものと考えられ、加齢に伴う体力の減退や疾病の増加による活動力の低下、公務災害の発生など、消防防災の根幹に係わる問題が懸念された。

このような状況にかんがみ、基金は平成7年7月「消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会」（河野慶三委員長）を消防団員公務災害防止対策協議会（以下「災対協」という。）に設置し、市町村が消防団員の健康増進を図り、消防防災活動時の脳血管疾患、心臓疾患などの疾病の発生を未然に防止するための施策を推進する場合の具体的な方策について、全国アンケート調査及び現地調査結果を踏まえながら検討を行った。

委員会は平成7年度中に5回にわたって開催され、検討結果は『消防団員の健康増進施策推進方策検討結果報告書』としてまとめられた。

委員会の設置要綱は次のとおりであった。

#### 消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会設置要綱（抄）

##### 1 設置

消防団員の健康の保持増進を図り、脳疾患、心疾患などの疾病による公務災害を未然に防止抑制するため、市町村における消防団員の健康診断の推進を中心とした健康増進施策の体系的、総合的な推進方策を検討する「消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

##### 2 検討事項

前項の目的を達成するため、委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 市町村における消防団員の健康増進施策の状況と推進方策
- (2) 消防団員の定期健康診断の基本指針
- (3) 先駆的活動事例  
(以下略)

### (3) 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究（受託事業）

基金は平成9年度から13年度まで、自治省（現総務省）消防庁の委託を受け、消防団員の公務災害防止等に関する一連の調査研究を行った。

#### ●平成9年度

平成9年度には「消防団員の公務災害防止等に関する調査研究」を行った。その目的等は次のようなものだった。

##### ① 調査研究の目的

消防団員は、それぞれ全国各地の消防団において、通常は各自の職業に就きながら、火災、風水害、地震等の災害時には消防活動に従事するほか、地域に密着したきめ細かな予防活動、啓発活動等幅広い分野で活躍しており、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。団員数は近年減少傾向にあるが、地域における安全を確保するためにも、その充実強化が強く求められている。

このような状況下で、消防団員の公務災害は毎年平均して1,300件程度発生している。消防団員が安心して消防防災活動に従事できるようにするためには、公務上の災害に対し、的確な補償を行うことはもとより、公務災害を未然に防止するための取り組みが不可欠である。

一方、近年、消防団員もその高齢化が進んでおり、各種消防防災活動の基本となる消防団員の健康を維持増進していくことが地域の安全を確保するうえで不可欠である。

これらのことから、消防団員の公務災害防止策及び健康の維持増進策を調査研究するとともに、この成果を全国の消防団員に対し普及啓発することにより、地域の消防防災の中核的存在である消防団の充実強化に資することを目的とした。

##### ② 調査研究の内容

###### (ア) 全国の消防団員を対象にした事故事例、ヒヤリハット事例の実態の調査

全国10,911人の消防団員を対象に「消防団活動時における事故・ヒヤリハット体験アンケート調査」により、消防団員が体験した事故事例、ヒヤリハット事例の実態を調査した。

###### (イ) 事故事例、ヒヤリハット事例の実態調査結果の分類、類型化、問題要因の抽出、その除去に向けた対策の検討

アンケートによる事故事例、ヒヤリハット事例の実態調査の結果を分類、集計化、類型化を行い、問題要因を抽出し、公務災害防止対策を検討した。

###### (ウ) 全国の消防団員を対象にした健康状態、運動習慣等の実態の調査

全国10,911人の消防団員を対象に「消防団員の健康状況に関するアンケート調査」により、消防団員の健康状態、日常の運動習慣、食生活等の実態を調査した。

###### (エ) 健康増進施策を推進する市町村等の状況の調査

健康増進施策を推進している島根県松江市及び鹿児島県川内市の各消防団について、現地を訪問し、聴き取り調査を行った。

###### (オ) 消防団員に対する健康・体力づくりの指導方法の検討

全国4市町の消防団（北海道岩見沢市、千葉県東金市、愛知県渥美町及び広島県三原市の各消防団。参加団員数は1消防団当たり50名）をモデルとして「消防団員の健康・体力づくり実践セミナー」を開催し、消防団員の体力測定、栄養診断、実践運動指導及び栄養講義を行うとともに、健康・体力づくりの指導方法を検討した。

##### ③ 調査研究の体制と研究結果の普及

基金は学識経験者、医師、健康運動指導士、地方公共団体職員、消防団長、消防関係団体職員及び自治省消防庁職員から成る「消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会」（上原陽一委員長）を設置し、併せて作業部会として「公務災害部会」（黒田勲部会長）及び「健康増進部会」（波

多野義郎部会長)をそれぞれ設けて調査研究を行った。

検討結果は『消防団員の公務災害防止等に関する調査研究報告書』にまとめ、啓発資料『消防団員の安全と健康』とともに広く全国の市町村・消防団へ配布した。

### ●平成10年度

平成10年度には、「消防団員の公務災害防止等に関する調査研究」の一環として「消防団員の公務災害防止のための効果的な安全教育（健康教育を含む）、訓練及び安全管理の在り方に関する調査研究」に取り組んだ。概要は以下のようなものだった。

#### ① 調査研究の目的

本調査研究は、平成9年度に検討された公務災害防止対策及び健康増進対策を消防団員に習得させ、かつ実践させるため、安全や教育訓練に対する意識、安全管理や安全教育の実態等について全国的な調査を実施し、消防団の活動の現状を踏まえた効果的な安全教育、訓練及び安全管理の在り方について調査研究を行い、その成果を広く全国の消防団員に対して啓発普及することにより、消防団員の安全かつ確実な各種消防防災活動に資することを目的とした。

#### ② 調査研究の内容

##### (ア) 消防団員の安全や教育訓練に対する意識、安全管理や安全教育の実態等に関するアンケート調査

各消防団における消防団員の安全や教育訓練に対する意識、訓練の実施状況に関する調査

消防団活動における安全や訓練に対する意識及び当該訓練の実施状況の実態を把握するため、全国の全消防団3,641団の消防団員6,798人（1消防団当たり、指揮される立場にある一般団員及び指揮する立場にある指揮者団員、それぞれ1名）を対象に、「消防団員

の安全と教育訓練に関する意識 全国アンケート調査」を実施した。

各市町村における消防団員に対する安全管理及び安全教育の実態等に関する調査

各市町村における消防団員に対する安全管理及び安全教育の実態、消防団員に係る事故原因の調査と再発防止のための指導の実施状況、常備消防と消防団との役割分担並びに消防団担当職員の意識等の実態を把握するため、全国の市町村及び消防本部の消防団担当職員3,399人を対象に、「消防団員の教育訓練及び安全管理に関する実態 全国アンケート調査」を実施した。

##### (イ) 消防団における熟練者、事故体験者等団員の安全行動意識に関する調査

全国の12消防団の熟練団員又は事故・ヒヤリハット体験団員を対象に、事故・ヒヤリハット経験とその対応ノウハウ等に関するヒアリング調査を実施した。12消防団は、過去の災害経験の有無や消防団活動の活性化の度合いを勘案して選定した。

##### 〔調査対象消防団〕

北海道茅部郡森町消防団  
岩手県下閉伊郡田老町消防団  
東京都八王子市消防団  
新潟県南魚沼郡広域消防組合  
山梨県東山梨郡勝沼町消防団  
長野県北安曇郡小谷村消防団  
愛知県犬山市消防団  
兵庫県西宮市消防団  
兵庫県津名郡北淡町消防団  
岡山県玉野市消防団  
高知県吾川郡伊野町消防団  
鹿児島県出水市消防団

##### (ウ) 安全教育と訓練に関して先進的に取り組んでいる消防団の状況に関する調査

全国の消防団の中から安全教育と安全に配慮した訓練に先進的に取り組んでいる5消防団



を対象に安全教育、訓練の実施状況等について、委員及び事務局職員が現地を訪問し、関係者から聴き取り調査を実施した。

〔調査対象消防団〕

北海道北見市北消防団

岐阜県郡上郡大和町消防団

京都府京都市11消防団

兵庫県津名郡一宮町消防団

大分県南海部郡上浦町消防団

### (工) 安全教育、訓練及び安全管理の在り方の検討

上記(ア)から(ウ)までの調査結果を踏まえ、かつ消防団員と雇用形態が類似している部分を有する陸上自衛隊予備自衛官の制度を参考にするなどして、消防団員の安全教育、訓練及び安全管理の在り方について検討を行った。

### ③ 調査研究の体制と研究結果の普及

調査研究機関として、学識経験者、地方公共団体職員、消防団分団長、消防関係団体職員及び自治省消防庁職員から成る「消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究委員会」(黒田勲委員長)を基金内に設置し、上記の調査研究を行った。

研究結果は『消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究報告書』にまとめ、全国の市町村、消防本部等に配布した。また、前年度の調査研究で検討された消防団員の健康・体力づくりの指導方法を踏まえ、研修ビデオ『消防団員の健康・体力づくり』(VHS 32分)を製作し、報告書とともに配布した。

#### ●平成11年度

平成11年度には、平成9年度、10年度の2か年にわたった研究成果を踏まえ「安全・健康教育を各消防団に普及、定着させるための実践的手法の検討」を行った。調査研究の概要は、次のようなものであった。

#### ① 調査研究の目的

公務災害防止のための実践的な手法を各消防団に普及、定着させるため、消防団員の安全に配慮した教育訓練の実践方法等について調査研究を行うとともに、これまでの調査研究の成果を踏まえた公務災害防止のための具体的な施策の推進方策の検討を行い、これらを広く全国の消防団員に対して普及啓発し、地域の消防防災の中核的存在である消防団の充実強化に資することを目的とした。

#### ② 調査研究の内容

##### (ア) 安全教育モデルの実施

産業界で広く実施され、労働災害防止に大きな効果を上げている「危険予知訓練」(KYT)の手法をベースにして、全国5消防団を対象にモデル的に試行を重ね、消防団向けの危険予知訓練技法「消防団危険予知訓練」(S-KYT)を開発した。

〔調査対象消防団〕

岩手県一関市消防団

群馬県藤岡市消防団

埼玉県所沢市消防団

石川県金沢市消防団

岡山県船穂町消防団

##### (イ) 健康教育モデルの実施

全国から5消防団を選定し、地元在住の講師により、地元にある施設、設備で行う「健康・体力づくり実践セミナー」をモデル的に試行実施し、効果的なセミナーの内容と実施方法について検討した。

〔調査対象消防団〕

栃木県黒磯市消防団

神奈川県開成町消防団

静岡県焼津市消防団

滋賀県彦根市消防団

熊本市消防団

##### (ウ) 消防団員の安全に配慮した実践的訓練モデル調査

「消防団の訓練は節度やタイムの短縮などに



主眼を置いたものでなく、地域の災害特性を踏まえた実践的なものであるべきで、それが防災活動での安全確保につながる」との観点から、安全に配慮した実践的訓練のモデルを提案した。訓練モデルをまとめるに当たっては、全国5消防団に試行実施を依頼した。

〔調査対象消防団〕（訓練種別）

栃木県河内町消防団（耐火建物火災の消防活動訓練モデル）

埼玉県浦和市消防団（生理め者の救助活動訓練モデル）

埼玉県久喜地区消防組合久喜消防団（消防隊への支援活動訓練モデル）

福井県上中町消防団（木造建物火災の延焼阻止活動及び人命救助訓練モデル）

広島県因島市消防団（林野火災の消防活動訓練モデル）

（工）訓練時の循環器系公務災害を防ぐ健康状態チェック手法の検討

訓練時に多発する脳、心臓疾患等の循環器系公務災害を防止するため、訓練現場で健康状態をチェックするポイントを検討し「ヘルスチェック・シート」としてまとめた。

（オ）各消防団における安全装備品等の配備・充足状況等の調査

全国の消防団における安全装備品等の配備・充足状況、公務災害の発生と装備との関係等を把握する実態調査を行い、その後の公務災害防止策を検討するための基礎資料とした。

③ 調査研究の体制と研究結果の普及

調査研究機関として、学識経験者、地方公共団体職員、消防団長、消防関係団体職員及び自治省消防庁職員から成る「消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会」（黒田勲委員長）を基金内に設置し、前述の調査研究に当たった。

研究結果は『消防団員の公務災害防止等に関する調査研究報告書 消防団事故対策の手引き——消防団員の安全を担う人のために』にまとめ、全

国の市町村、消防本部等へ配布した。また、研修ビデオ『豪雨災害の教訓——栃木県黒磯市消防団・那須町消防団の事例』（VHS 20分）及び啓発資料『日常の安全と健康の心得』（手帳サイズ）を製作し、報告書とともに配布した。

●平成12年度

平成12年度は「消防団員の公務災害防止等に関する調査研究」の一環として、「消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究」を行った。

① 調査研究の目的

消防団員の公務災害は年間平均1,200件程度と多発しているにもかかわらず、全国の消防団、消防本部等がその公務災害に対して共通の問題意識を持ち、再発防止について考えるという環境は、整っていない現状にある。

そこで消防団員の公務災害の再発防止に向け、全国の消防団、消防本部等が公務災害情報を共有化するための仕組みのあり方について調査研究を行うとともに、研究成果を広く全国の消防団に普及啓発することを目的とした。

② 調査研究の内容

過去の公務災害事例の中から重大事故と軽微事故を抽出して背後要因を分析するとともに、他分野での事故情報収集・共有化に関する文献調査を行い、消防団員の公務災害情報と共有の仕方を検討した。

（ア）重大事故事例等の背後要因分析（事例検討会のモデル実施）

殉職事例又はその可能性があったと考えられる事例の中から数例を抽出して、関係消防団等に対する現地ヒアリングを実施した。ヒアリング結果を事例検討会で分析し、再発防止策を検討した。

〔調査対象消防団〕

福島県A町消防団（豪雨災害時における水路への転落事故）

埼玉県B市消防団（倉庫火災消火活動時におけるヒヤリハット事例）

鹿児島県C市消防団（建物火災現場での落下物による死亡事故）

#### （イ）軽微事故の背後要因調査（アンケート調査）

平成11年度中の事故事例の中から活動態様別に100事例を抽出し、事例ごとに被災団員及び現場指揮に当たった団員両者に対するアンケート調査を実施した。事故の背後要因を分析するとともに、アンケート票の設問自体の評価も検討の対象とした。検討は事例検討会で行った。

#### （ウ）他分野における事故情報収集・共有化に関する文献調査

航空機事故、自動車事故、労働災害など、他分野における事故情報の収集と分析調査、共有の仕方などについて文献調査を実施した。

#### （エ）消防団員の公務災害情報と共有化のあり方の検討

上記（ア）から（ウ）までの調査結果を踏まえ、消防団員の公務災害情報と共有化のあり方について検討を行った。

### ③ 調査研究の体制と研究結果の普及

検討機関として、学識経験者、地方公共団体職員、消防団長、消防関係団体職員及び総務省消防庁職員から成る「消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究委員会」（黒田勲委員長）を基金内に設置し、前述の調査研究を行った。

研究結果は『消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究報告書』にまとめ、要約版を全国の市町村、消防本部等へ配布した。また、研修ビデオ『林野火災の教訓——山梨県勝沼町消防団の事例』（VHS 20分）を製作し、報告書とともに配布した。

### ●平成13年度

平成13年度は、安全教育教材『消防団幹部必携 消防団員の公務災害防止のために』（A4判）

及び啓発資料『消防団員の安全と健康』（手帳サイズ）を作製し、全国の消防団員に対して普及啓発を行った。

これらの教材は、「消防団員の公務災害防止に関する調査研究」の一環として、平成9年度から12年度までの4か年にわたった調査研究の成果を体系的に整理し、実践的な手引きとしてまとめたものだった。

作製に当たっては「消防団員の安全教育教材等の開発・普及に関する調査研究委員会」（石川増弘委員長）を基金内に設置し、内容の検討を行った。

### （4）S-KYT推進方策の検討

平成14年度には、S-KYTを更に改良するとともに、全国の消防団に導入、定着の促進を図るための方策等について検討した。検討事項は、次のようなものであった。

#### ① S-KYT手法の導入・定着方法について

- ア 消防団としての受入体制の整備について
- イ 指導者（能力）の育成について
- ウ S-KYT導入の方式について

#### ② S-KYT手法の改良について

- ア S-KYTシートの改良・充実について
- イ S-KYTシートに付属する指導（対策）マニュアルについて

これらの検討に当たるため、基金内に「S-KYT推進方策検討委員会」（広瀬経之委員長）を設置した。

### （5）消防団員公務災害情報共有化の検討

また、平成14年度には、「消防団員公務災害情報共有化検討委員会」（広瀬経之委員長）を設置し、消防団員の公務災害に関する情報を収集、整理し、データベース化して再発防止のために活用する方法等についても検討を加えた。検討項目は次のとおりであった。

- ① 収集すべき公務災害事例の選定方法等について

- ② 収集すべき公務災害事例の項目、様式及び記載方法等について
- ③ 公務災害発生の問題点の抽出方法、防止対策の取りまとめ方法等について
- ④ 公務災害情報の提供方法等について

## (6) S-KYT教材・指導員の検討

平成15年度は、S-KYTの定着を図るために、教材の充実と改良及び指導員の養成と確保について、「S-KYT教材・指導員の検討委員会」（伊藤幹夫委員長）を設置して検討した。検討事項は次のとおり。

- ① S-KYT教材の充実・改良について
  - ア 研修テキスト
  - イ 進め方カード
  - ウ イラスト・シート
- ② S-KYT指導員の養成・確保について
  - ア S-KYT指導員
  - イ 確保方策の基本方針

## (7) 消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究

平成16年度から17年度にかけて、「消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究」を行った。概要は次のようなものであった。

### ① 調査研究の目的

脳卒中、心筋梗塞など、消防団員の循環器系疾患による公務災害は、過去の殉職者数の中でも大きな割合を占めている。消防団員を特別職の地方公務員として任用する市町村長には、消防団員の健康状態を把握し、消防活動によって発症させたり悪化させたりしないような配慮が強く求められるが、多くの市町村にこうした認識はないのが実情である。

このような状況を改善するには、消防団員の健康管理の必要性について管理者側に意識啓発を図るとともに、生活習慣病等のリスクを抱えた消防団員に対して、市町村が個人ごとに健康指導を継

続する体制の整備が重要である。

本調査研究は、消防団員の循環器系疾患に係る公務災害の防止を図るため、市町村が生活習慣病等の危険因子を有する消防団員に対し、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の参加を得て毎年継続的、かつ個別に健康指導を行う場合の体制の在り方や整備の方策等について検討を行い、その結果を踏まえ、個別健康指導実施体制のモデルを提示することを目的とした。

なお、提示する健康指導体制モデルは、基金が平成18年度から実施する予定の「個別健康指導モデル事業」の基礎になることを念頭に置いた。

### ② 調査研究の内容

#### ア 個別健康指導に関するアンケート調査の実施

基金と公務災害補償責任共済契約関係にある全国の消防団事務担当部局を対象に、消防団員の個別健康指導に関するアンケート調査を実施し、市町村における消防団員の健康管理や健康増進事業の実施状況等を把握するとともに、消防団に所属する医師、保健師、看護師、管理栄養士等の有無等を調査した。また、アンケートの中で「医師、保健師等による健康指導を行っている」と回答した団体に対して、電話によるヒアリング調査を行った。

#### イ 個別健康指導の試行

北海道恵庭市、千葉県船橋市、島根県益田市の3消防団を対象にして、個別健康指導を試行した。

#### ウ 基本モデルの組み立て

上記の調査、試行結果を踏まえ、市町村が整備すべき個別健康指導体制の基本モデルを組み立てた。

### ③ 調査研究体制と研究成果の普及

検討機関として、学識経験者、地方公共団体職員、消防団員、消防関係団体職員及び総務省消防庁職員から成る「消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究委員会」（河野慶三委員長）を基金内に設置し、調査研究を行った。メンバーには医師、保健師、看護師等の有資格者を含

めた。

研究結果は『消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究報告書』にまとめ、要約版を全国の市町村、消防本部等へ配布した。また、基金ホームページにも掲載した。

### (8) 消防団員個別健康指導モデル事業

平成16年度から17年度にかけて実施した「消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究」の報告を踏まえ、18年度から20年度までの3か年にわたり次の6団体でモデル事業を実施した。

北海道恵庭市  
千葉県船橋市  
長野県中川村  
静岡県裾野市  
島根県益田市  
高知県四万十市

目的は、消防団員の脳血管疾患、心臓疾患による公務災害の防止を図るため、市町村・消防団が医師、保健師、看護師、管理栄養士等と連携して、生活習慣病等の危険因子を有する消防団員に対し、継続的かつ個別に健康指導の実施できる体制を整備するうえでの課題や問題点の抽出と解決策を検討することにあつた。

平成19年及び20年のそれぞれ3月に中間報告書をまとめ、21年3月に『消防団員個別健康指導モデル事業報告書』をまとめた。

基金は報告書を受けて、平成21年度から、消防団員安全装備品整備等助成事業（第2章第3節の1（3）参照）の助成メニューの中に、市町村が取り組む消防団員の個別健康指導体制の整備に係る経費の助成を内容とする「安心健康管理事業」（現・個別健康指導事業）を加え、現在に至っている。

### (9) S-KYT研修普及推進検討会

基金は平成12年度から、S-KYT研修を実施す

る団体に対して、助成金の交付事業を行ってきた（「3 公務災害防止対策普及推進事業」参照）。平成19年度までに、延べ154団体が同研修を実施したが、全国2,474（平成19年4月1日現在）の消防団数からみて、じゅうぶんな開催実績であるとは言いがたいものだった。

このため平成20年度に「S-KYT研修普及推進検討会」（坂野恵三座長）を設置し、同研修を消防団がより開催しやすい研修にするための検討を行った。

### (10) 消防団員の事故・ヒヤリハット事例調査と事例集作成打合せ会

消防団員の公務災害を防止するためには、過去に発生した事故の事例はもとより、事故に至らなくても事故が発生しそうになって「ヒヤリとした」「ハットした」という事例をその後の活動の参考として、事故の未然防止に生かすことが重要である。

そうした事例を収集するため、平成21年度に「消防団活動時の事故・ヒヤリハット事例調査」を行い、全国の消防団から約3,000件の事例が寄せられた。

平成22年度には、それらの事例に基づいて有識者を交えた打合せ会で検討を重ね、『消防団員の事故・ヒヤリハット事例集』を作成し、全国の消防団に配布した。

### (11) 消防団員の健康・体力づくりの推進の検討

平成26年度は、消防団員の健康維持に必要な運動の普及のために映像媒体（DVD）の作成を行うとともに、全国の消防団員約2万2,000人を対象に健康状況等のアンケート調査を行った。

#### ① 健康運動DVDの作成と配布

消防団員が公務災害に遭わないためには、団員個々人が日々健康な体を維持することが重要である。そこで日頃に役立ててもら



うため、健康体力を作る具体的な運動方法等を紹介するDVD『けがを防ぎ いのちを守る 実践！ 消防団エクササイズ』を作成した。DVDは、全国の市町村等に配布し、所管消防団を通して活用をお願いした。

DVDの作成に先立ち「消防団員の健康・体力づくりの推進の検討研究会」（苅尾七臣座長）を設け、次の事項を検討した。

ア 消防団員の公務災害を防止するために有効で、かつ、日々実践することができる健康運動方法を中心とした方策（循環器疾患の抑制方法や訓練中の事故で多い下肢のけがを防止するための予防運動等）

イ 当該健康運動方法等の習得を目的としたDVDのシナリオや構成等

## ② 消防団員の健康状態に関するアンケート全国調査

消防団員の健康状態の全国的傾向を把握し、効果的に公務災害防止事業を推進する基礎資料とするため、約2万2,000人の団員を対象にして、アンケート調査を実施した。基金の行う健康関係の全国調査としては、平成9年度（P.182参照）に次いで2度目の実施であった。

調査は、平成9年度との比較ができるように当時の調査項目をベースにし、さらに循環器系疾患による公務災害防止の観点から必要な項目を見直したうえ、郵送回収方式により行った。

集計結果は平成27年3月に『平成26年度消防団員の健康状態に関するアンケート報告書』にまとめ、全国の市町村等に配布した。

## （12）消防団員の公務災害防止のための施策推進方策に関する調査研究

消防団員の公務災害は、重傷病事案として循環器系疾患（脳血管疾患及び心臓疾患）が依然目立つ状況にある。基金は市町村の実施するこれら疾

患の防止方策に関して、従来さまざまな提言や事業等を行ってきたが、より具体的で実効性があり、かつ、市町村（消防団担当）にとって取り組みやすい方策が必要と考えられた。

そうした方策を模索検討するため、平成27年度は、前年26年度に実施した全国アンケート調査（前項（11）参照）を分析し、ヒアリング調査を行うとともに、有識者から意見を聴取した。

## 3 公務災害防止対策普及推進事業

基金は、消防団員の公務災害防止対策を普及推進するための各種事業を実施している。事業は「公務災害防止研修事業」と「情報提供事業」とに大別される。

### （1）公務災害防止研修事業

基金は、安全管理及び健康管理の重要性にかんがみ、従来、研修会開催事業を行っていた。

平成9年度に「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」が改正されて消防団員公務災害防止事業が業務に加わると、それまでの研修事業を「公務災害防止対策普及推進事業」に位置づけ、防止対策の本格的な普及推進に取り組んだ。

現在では、同年度から実施してきた公務災害防止等の調査研究の成果等を踏まえ、消防団員公務災害防止研修事業として逐年拡充を図っている。それぞれの研修事業の変遷と概要は、次のとおりである。

#### ① 消防団員の健康管理等のための講習会

基金は、消防団員の公務災害防止と健康増進の一層の推進を図ることを目的として、平成6年度から平成12年度まで、消防団幹部団員を対象に、「消防団員の健康管理等のための講習会<sup>(注)</sup>」を、消防補償等事務組合又は都道府県消防協会と共催している。これは都道府県単位で開催され、消防団員の健康管理・安全管理に関する講演のほか、公務災



害補償制度の説明を合わせて行うものであった。

(注) 平成9年度から「消防団員健康管理等講習会」に名称を変更した。

## ② 消防団員安全管理セミナー

「消防団員安全管理セミナー」は、平成9年度から実施された公務災害防止等の調査研究の成果等を踏まえ、平成13年度にそれまでの「消防団員健康管理等講習会」を発展的に改変したセミナーである。

消防団員（水防団員を含む。以下同じ）の安全確保と健康増進の重要性の認識及び理解を深め、消防団員全体への啓発普及を図ることを目的とする。都道府県・市町村・消防補償等事務組合・一部事務組合消防本部・都道府県消防協会（支部を含む。以下同じ）・消防団が幹部団員と市町村等の消防団事務担当者を対象に行うセミナーに対して、助成・後援を行っている。

講師は、消防業務の安全確保等に関する学識経験者として、主にS-KYT研修の講師であるS-KYT指導員（次項参照）を基金が斡旋している。

## ③ S-KYT（消防団危険予知訓練）研修

本研修は、主に班長（見込者を含む）以上の消防団員と市町村等の消防団事務担当者を対象に、消防団活動時における危険を予知するとともに、これに適切に対応できる能力を養成するため、講師の指導によりS-KYTの基礎知識とその実技を習得することを目的とする。

「消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会」は、平成9年度から実施された「消防団員の公務災害防止等に関する調査研究」の一環として、「S-KYT（消防団危険予知訓練）」を新たに開発した。これは、産業界で広く実施され労働災害防止に大きな効果を上げている危険予知訓練（KYT）を消防団向けに組み立てたものだった。

その成果は、一連の調査研究の結果をまとめた『消防団員の公務災害防止等に関する調査研究報告書』（平成12年3月）の中で初めて紹介され、消防団員の公務災害防止のための実践的な訓練と

して推奨された。

基金ではこれを受けて、S-KYT研修を実施した市町村・消防補償等事務組合・一部事務組合消防本部・都道府県消防協会・消防団に対する助成・後援を、平成12年度から行っている（平成28年度からは都道府県も助成・後援の対象）。

講師は、消防職員OBが務めるS-KYT指導員を基金が斡旋している。研修内容は3コース（4時間コース（推奨）・3時間コース・2時間コース（体験版））あり、市町村等がいずれかを選択して実施している。

## < S-KYT指導員の養成 >

S-KYT研修の発足当初、KYT技法に習熟した講師が消防関係にいなかったため、中央労働災害防止協会（中災防）に協力を要請し、講師（コーディネーター）の派遣を依頼した。同時に、消防業務に精通した講師の養成が望まれた。

平成16年度に至り、消防本部から推薦を受けた消防職員OB等を対象にして、S-KYT指導員（講師）の養成を開始した。18年度まで中災防のコーディネーターが指導員候補者に対して実地の指導を行い、翌19年度からS-KYT指導員のための研修会を開始した。当初3名だったS-KYT指導員は、現在では34名（平成28年4月1日現在）を数えている。

## ④ 消防団員健康づくりセミナー

本セミナーは、消防団員と市町村等の消防団事務担当者を対象に、消防団活動時に発生する脳血管疾患及び虚血性心疾患等の公務災害の防止を図るための知識や健康増進に役立つ運動実技を習得することを目的とする。

先に述べた「S-KYT（消防団危険予知訓練）」と同様、『消防団員の公務災害防止等に関する調査研究報告書』（平成12年3月）の中で初めて紹介され、消防団員の循環器系公務災害防止に効果的な研修として推奨された。

基金は、この提言を踏まえ、本セミナーを実施した市町村・消防補償等事務組合・一部事務組合

消防本部・都道府県消防協会・消防団に対して、平成12年度から助成・後援を行っている（平成28年度からは都道府県も助成・後援の対象）。

研修内容は、3コース（A、B、C）ある。Aコースは生活習慣病の防止に係る座学講習であり、講師は日本赤十字社各都道府県支部が派遣する者、Bコースは運動実技の講義及び実技の指導であり、講師はNPO法人日本健康運動士会が推薦する健康運動指導士が行っている。CコースはA及びBの同日開催となっており、市町村等が3コースのいずれかを選択して実施している。

平成12年度から19年度までは運動実技（現在のBコース）のみを実施し、20年度から25年度までは生活習慣病の防止に係る座学講習（現在のAコース）のみを実施していた。26年度からは、市町村の希望に応じてどちらか一方、又は両方が実施できるよう選択の幅を広げた。<sup>(注)</sup>

(注) 平成20年度から25年度まで名称を「健康セミナー」とした。

#### ⑤ 消防団員災害救援ストレス対策研修

本研修は、災害救援活動中の消防団員が凄惨な災害現場に遭遇し、急性ストレス障害を発病することが危惧されることから、消防団員と市町村等の消防団事務担当者を対象に、惨事ストレス対策の啓発普及を図ることを目的とする。

研修を実施した都道府県、市町村、消防補償等事務組合、一部事務組合消防本部、都道府県消防協会及び消防団に対して助成・後援を行っている。東日本大震災や大規模風水害など、従来にない自然災害が各地で頻発し、消防団員が凄惨な災害現場に遭遇する可能性が高まるなか、消防庁の『大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会報告書』（平成25年3月）で、「消防団においては平常時（災害発生前）から惨事ストレス対策の普及啓発を図る必要がある」とされたことを踏まえ、平成25年度に新設した。

当初は「安全装備品整備等助成事業」（整備事業）の助成メニューの中に「惨事ストレス対策事業」

として入れていた。しかし、市町村は惨事ストレスに対する関心が高いものの、物品整備を優先するため、助成申請を行う団体はほとんどなかったことから、平成26年度に、整備事業の助成メニューから発展的に解消し、あらためて「公務災害防止研修事業」内の研修に位置付けて、助成・後援を開始した。

講師は、原則として、消防庁緊急メンタルサポートチームに登録している者等の惨事ストレス対策の専門家を斡旋している。

#### (2) 情報提供事業

基金はこれまで、市町村の消防団員公務災害防止活動に資するため、消防団員の公務災害防止に関するさまざまな情報を提供してきた。

『消防団員の公務災害発生状況』は、基金が公務災害として取り扱った災害発生事案の調査統計をまとめたもので、広報誌『広報消防基金』<sup>(注)</sup>に掲載し、市町村の安全対策の参考に供している（第3節の2の(1)参照）。平成3年度から13年度までは、別途冊子にまとめ、基金と共済契約関係にある市町村等に配付した。平成13年度からホームページにアップロードしている。

基金の実施する助成事業等の助成要件、申請方法をまとめた『消防団員安全装備品整備等助成金交付事業（現・消防団員安全装備品整備等助成事業）実施要領』及び『消防団員公務災害防止教育研修事業（現・消防団員公務災害防止研修事業）実施要領』は、平成13年度に施行して以来、冊子やホームページにより全国の市町村等に提供している。

また、研修事業の推進のため、案内パンフレット『消防団員公務災害防止研修会のご案内』を関係者に向けて広く配付している。

(注) 広報誌ではその他、有識者による健康啓発記事など、消防団員公務災害防止の観点から幅広い内容の情報提供を行っている。

## 4 その他

### (1) 消防団員公務災害防止対策協議会

#### ① 設置の経緯

前記第3節1の(2)で述べたように、公務災害防止対策推進要綱は平成元年2月、理事会において承認され、基金は消防団員の公務災害の防止対策にこれまでもまして積極的に取り組むこととなった。事業の円滑な推進のためには、市町村と基金との意見の交換等の場を設けることが不可欠と考えられた。

また、従来の業務運営研究会、同専門委員会、基金財政研究会、特殊疾病対策研究会などの各種委員会、研究会についても更に発展させ、より充実した調査研究を実施したいという考えもあり、これらの考えを反映した新たな機関を基金部内に設置することが検討された。

こうして平成元年4月、業務運営研究会及び同専門委員会の合同委員会で、消防団員公務災害防止対策協議会（以下「災対協」という。）設置の構想が初めて示された。

合同委員会会議における議題内容は、次のようなものであった。

- 業務運営研究会のあり方について
- 消防団員公務災害防止対策協議会の運営について

また、この会議で基金側が提示した災対協の設立趣旨及び規約は、次のようなものであった。

#### ●設立趣旨

非常備消防は、常備消防とともにいわば車の両輪のごとく、地域社会の防災及び被害の軽減に貢献しており、また、地域住民の消防に対する期待は大なるものであります。

ところで、近年における社会情勢の変化及び科学の進歩等に伴い、火災等の災害の態

様は、ますます複雑多様化しており、火災等の災害発生時における消防活動の困難性も高まっており、これに伴う消防団員の活動中の受傷形態もまた多様化する傾向にあります。

加えて、日ごろ種々の生業を有し、いったん有事の際に昼夜を問わず急激な肉体的・精神的負担を強いられる非常勤の消防団員（非常勤の水防団員を含む。以下同じ。）の特殊性からみて、消防活動中における成人病、とりわけ脳卒中、急性心臓死等のいわゆる中枢神経及び循環器系疾患の発症も増加している現状であります。

そこで、消防団活性化の一環として、市町村（組合を含む。以下同じ。）においては、より魅力ある消防団（水防団を含む。以下同じ。）づくりのため、消防団員が安心して団活動に専念できる身体的状態を維持するための衛生管理体制及び団活動中の被災事故を可能な限り発生させないための安全管理体制の推進強化が図られなければなりません。

しかるに、市町村における消防団員の衛生管理体制及び安全管理体制は、都市部を除いては、現在のところ必ずしも十分な状態ではないように見受けられます。

また、不幸にして被災した消防団員及びその遺族に対する公務災害補償及びこの附加給付である福祉施設については、市町村の支払責任の共済制度としての消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）が一定の基準に基づいて補償費を支払い、福祉施設を実施しておりますが、これらの業務を的確、かつ迅速に実施するには、市町村の担当者に対する研修指導は必須の要件であり、同時に、広報誌等の充実と将来の給付改善・事務処理等に関する市町村相互間及び市町村と基金との意見・要望・情報の交換等もまた、必要であります。

かかる状況を踏まえ、消防団員公務災害防止対策協議会を設置し、消防団員の衛生管理対策及び安全管理対策等についての調査研究、各種の研修指導、広報誌の充実等を行い、もって公務災害の未然防止及び公務災害補償等制度の円滑な運営に寄与しようとするものであります。

#### 消防団員公務災害防止対策協議会規約

##### (趣 旨)

1 消防団員活性化対策の一環として、消防団員等の健康管理・安全管理対策を推進することにより公務災害の発生を未然に防止するとともに、公務災害補償制度の調査研究、情報交換、パブリックリレーション、研修会等を実施し、もって消防団員の福祉の増進を図るため、消防団員公務災害防止対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

##### (事 業)

2 協議会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公務災害防止に関する調査研究
- (2) 広報誌の発行
- (3) 研修会、講演会等の開催
- (4) 消防団員等公務災害補償等共済制度の改善に関する提言及び意見の具申
- (5) 公務災害補償組合等との情報交換
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項

##### (役 員)

3 協議会に役員として、会長及び委員若干名を置く。

役員は、消防団員等公務災害補償等共済基金理事長が委嘱する。

##### (事務局)

4 協議会に事務局を置く。

協議会の事務は、消防団員等公務災害補償等共済基金が掌る。

##### (会長への委任)

5 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

災対協の役員は基金常務理事を会長とし、全国10ブロックから地域バランスを考慮して委嘱された消防補償等組合又は消防協会の事務局長等12名を委員として構成した。平成元年9月、第1回災対協役員会が開催され、この会議で次の事項が確認された。

- 災対協の組織としては、この役員会のみであり、他に総会に当たるものはないこと。
- 災対協は、基金の委託を受けて事業を行うものであること。その事業は、広報紙誌の制作、研修会の開催など基金の周辺業務であること。
- 災対協は、補償認定について事例研究など調査・研究を行い、基金にフィード・バックすることはあっても、基金の本来業務である事前協議や個別審査は行わないものであること。
- 将来、基金のプロパー業務だけでなく、基金以外からの委託業務を受ける可能性はあること。

##### ② 事業活動

災対協の設立当初の事業内容は、次のとおりであった。

##### (ア) 広報紙誌の発行事業

『広報消防基金』『要覧』等の発行

##### (イ) 研修会等の開催事業

中央研修会、実務研修会の開催、消防補償等組合ブロック会議への開催補助等

##### (ウ) 公務災害防止対策の推進及びPR事業

健康安全情報誌『消防団員の健康と安全の確保』等の発行

##### (エ) 調査研究事業

業務運営研究会、特殊疾病対策研究会、消防団員の安全衛生管理体制の現況調査等

これらはすべて基金からの委託事業として行わ



れた。その後、上記（ア）の広報紙誌の発行事業は基金の業務に移管し、（イ）から（エ）の事業活動を中心とした。（エ）の調査研究事業の主な研究会名と研究内容は、次のとおりである。

| 年 度   | 研究会名                 | 研究内容  |
|-------|----------------------|---|
| 平成元年度 | 特殊疾病対策研究会<br>業務運営研究会 | 消防団員の脳・心臓疾患に係る公務災害補償制度の運用について<br>福祉施設費の支払方法等の改善施策 |
| 2年度   | 業務運営研究会              | 福祉施設費の支払方法等の改善方策                                  |
| 3年度   | 業務運営研究会              | 福祉施設費の支払方法等の改善方策                                  |
| 4年度   | 業務運営研究会              | 福祉施設費の支払方法等の改善方策                                  |
| 5年度   | 業務運営研究会              | 退職報償金業務の電算化に関する研究検討                               |

災対協は基金の助成金の交付を受けて独自の事業も行った。独自事業としては、基金の業務運営等に功績のあった市町村に対して行った平成2年度の表彰事業（平成3、4年度は委託事業で実施）、平成6年度の退職報償金業務電算化システム開発研究事業、平成7年度の消防団員の健康増進施策推進方策検討事業、市町村に対する退職報償金業務システムソフトの導入促進事業などがあった。

### ③ 災対協の解散

平成7年12月、政府は「当面の行政改革の推進方策について」を閣議決定し、このなかで基金について「平成9年4月1日を目途に民間法人化することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出する」とした（「第1章第4節 行政改革と基金の民間法人化」参照）。

民間法人化に伴う基金法の一部改正により、基金業務である「消防団員等福祉事業」の内容に、平成9年4月1日から新たに「消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業」が加えられることとなった。

これを受けて、災対協役員会では平成8年3月

から7月にかけて討議を行い、消防団員公務災害防止対策推進事業を行ってきた災対協をこれまでのように事業の実施主体ということではなく、基金の円滑かつ適正な運営等に資することを目的とした意見交換等のための協議会として特化、充実させることについて、検討を重ねた。

背景には、平成7年度に基金に設置された「消防基金の民間法人化に関する研究会」のまとめた報告書『民間法人化に伴う消防基金の業務のあり方等について』（平成8年3月）の中で「災対協については、基金と契約市町村等との連携を密にするに当たって、見直しを行ったうえで積極的に活用することも検討すべきである」との報告がなされていることもあった。

その結果、平成9年2月の理事会で「業務連絡調整会議」（仮称）の設置を含んだ平成9年度事業計画が承認された。こうして消防団員公務災害防止の先駆的な役割を丸7年間にわたって果たしてきた災対協は、平成9年3月末日をもって解散するに至った。

## （2）消防団員健康管理等啓発事業

基金では、消防団員の安全管理及び健康管理の重要性にかんがみ、法律改正によって消防団員公務災害防止事業が業務に加わる平成9年度より以前から、種々の啓発事業を行っていた。

平成9年度以降、これらの事業は「公務災害防止対策普及推進事業」に位置づけられ、現在に至っている（詳細は第3節の3参照）。

### ① 健康安全情報PR誌・ポスターの制作発行

平成元年度から平成6年度までの6年間にわたり、消防団員の健康安全情報誌『消防団員の健康と安全の確保』を毎年発行し、市町村及び消防団に無料配布した。これは当初、東京消防庁消防団課が管内の消防団員向けに毎年刊行している『健康への道』を同課の好意により、ほぼ全面的に転用して作成したものであった。その後、災対協の充実に伴い独自で制作するに至った。



平成5年11月には、基金として初めてポスターを制作し、財団法人日本消防協会の主催による自治体消防45周年記念事業「消防未来博'93」の東京会場及び大阪会場に、基金の事業案内パンフレットとともに展示した。翌12月、年末年始の消防団特別警戒の時期到来に合わせ、全国の市町村に配布した。

平成7年度には、『広報消防基金』に平成3年から19回にわたって連載された「不安全行動をいかにして防止するか」（安全衛生教育コンサルタント・谷村富男氏著）を再編集して『消防団員の安全活動ガイドブック』として単行本にまとめ、

市町村及び消防団に無料配布した。

#### ② 消防団員の健康管理等のための講習会

平成6年度から平成12年度まで、消防団幹部団員を対象とする「消防団員の健康管理等のための講習会」<sup>(注)</sup>を開催した。これは消防補償組合等の協力を得て都道府県単位で行うもので、消防団員の健康管理・安全管理に関する講演のほか、公務災害補償制度の説明を合わせた講習会であった。

(注) 平成9年度から「消防団員健康管理等講習会」に名称変更した。